

伊勢市交通バリアフリー基本構想（案）

目次

第1章 交通バリアフリー基本構想とは	
1. 背景と目的	・・・1
2. バリアフリー法および基本構想について	・・・3
3. バリアフリー「基本方針」	・・・7
4. 関連する条例・計画	・・・8
第2章 市の概況	
1. 位置・地勢・特性	・・・12
2. 人口等	・・・14
3. 観光客数	・・・17
4. 公共交通	・・・18
5. 道路	・・・23
第3章 理念と目標	
1. 基本理念	・・・25
2. 基本方針	・・・25
3. 目標年次	・・・26
4. 基本構想の位置づけ	・・・27
5. 策定体制および策定の流れ	・・・28
第4章 重点整備地区	
1. 重点整備地区として位置づける地区の選定	・・・29
2. 重点整備地区の設定と課題	・・・47
第5章 特定事業等	
1. 整備目標時期	・・・71
2. 特定事業	・・・72
3. その他の事業	・・・82

第1章 交通バリアフリー基本構想とは

1. 背景と目的

(1) 背景

■バリアフリー化の意義

日本は2010年に超高齢社会^①に突入し、今後さらなる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められています。また、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し活動する「ノーマライゼーション」の理念の下、障がいの有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が求められています。このような社会の実現のためには、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、バリアフリー化などにより高齢者や障がい者等が容易に移動できる環境を整備することは、大きな意義を持つものです。

■バリアフリーに関する法制定の経緯

このことから国は、不特定多数の人々や、主に高齢者や身体障がい者などが使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という）を平成6年に制定しました。

また、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という）が平成12年に制定されました。

この2つの法律の下、施設のバリアフリー化が図られてきましたが、施設ごとに個別にバリアフリー化が進められたため、連続的なバリアフリー化が図られていない、ソフト面での対策が不十分などの課題がありました。

このようなことから、ハートビル法と交通バリアフリー法を合わせる形で、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という）が、平成18年に制定されました。バリアフリー法では、対象者を従来の身体障がい者だけでなく、すべての障がい者とするものとされました。また、対象物の拡大、重点整備地区の要件の拡大のほか、当事者（高齢者、障がい者等）の参画、ソフト施策の充実についての規定が新たに盛り込まれました。

^① 高齢化率（全人口に対する65歳以上の人口比）が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼ぶ

■市の現状

当市においても高齢化が進行しており、平成 22 年の国勢調査の結果によれば、人口の約 3 割が 65 歳以上となっているほか、障がい者人口も少しずつではありますが、増加傾向にあります。また全国でも有数の観光地であり国内外から多数の来訪者を迎える当市においては、多様化する観光ニーズに対応することも大きな課題となっています。

当市における取組としては、バリアフリー法や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、道路や公園などの都市基盤施設や市営住宅などのユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を進めてきました。また当市の中心であり、来訪者にとっての玄関口である伊勢市駅およびその周辺においては、平成 23 年に実施された駅舎におけるエレベーター設置に対して補助を行い、平成 25 年には駅前にバリアフリー対応の公衆トイレなどの整備を行いました。しかし市全体においては、依然として高齢者や障がい者等の施設利用や移動において課題となる箇所が数多く存在しています。

平成 28 年 5 月には伊勢志摩サミットの開催により、当市を含む伊勢志摩地域の情報が国内外に広く発信されました。また平成 33 年度開催の国民体育大会や全国障害者スポーツ大会など、大きなイベントが予定されていることから、今後も国内外から多数かつ多様な来訪者が当市を訪れることが想定されています。

(2) 基本構想策定の目的

本基本構想は、バリアフリー法第 25 条に基づき、当市における効率的・効果的なバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用における利便性・安全性・快適性を向上させることにより、高齢者や障がい者等の社会参加や、国内外からの来訪者との交流を促進することを目的として策定します。

2. バリアフリー法および基本構想について

(1) バリアフリー法の目的と概要

バリアフリー法は、高齢者や身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、すべての障がい者、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性を向上することを目的としています。公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間を新設する際、移動円滑化基準に適合させることを義務付けることによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用することによって重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。また、できるだけ多くの人々が利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を踏まえた規定が盛り込まれています。

(2) 基本構想とは

交通バリアフリー基本構想は、重点整備地区として設定した地区において、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が策定するものです。

バリアフリー法においては、新施設等については移動円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みとなっています。このため、基本構想において特定事業を位置づけることにより、基準適合義務が課せられない既存の施設等についてのバリアフリー化を進めることが期待されます。

■基本構想において定める主な事項

● 重点整備地区

鉄道駅の周辺地区や、高齢者・障がい者が利用する生活関連施設（駅、福祉施設、店舗など）が集まった地区など、基本構想に基づいてバリアフリー化を進めていくエリア

● 生活関連施設

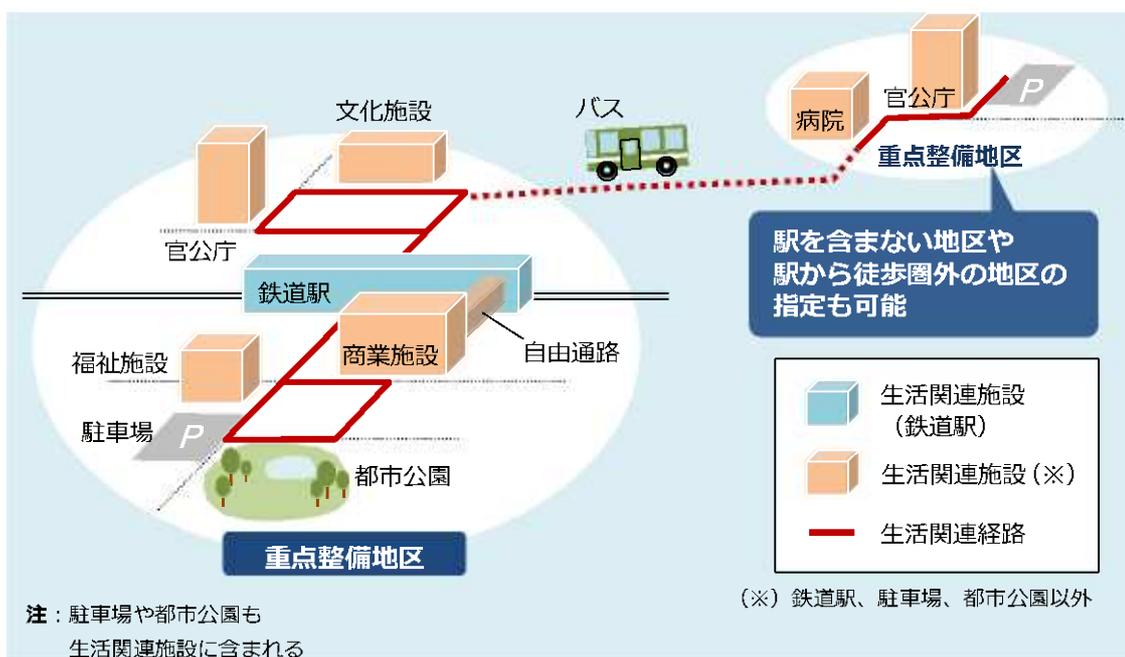
鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設

● 生活関連経路

生活関連施設相互の経路（それらの間の移動は通常徒歩で行われること）

● 特定事業その他移動円滑化のための事業

生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの



重点整備地区のイメージ

(3) 特定事業の内容

バリアフリー法において、特定事業の内容は以下のように定められています。

■特定事業の種類とその内容

種類	内容
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 特定旅客施設（※1）におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更● 特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置● バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none">● 特別特定建築物（※2）におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備● 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none">● バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識または道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）● バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）

(※1) 特定旅客施設とは

旅客施設のうち、利用者が相当数であること、または相当数であると見込まれるもので、次の要件に該当するものを言います。

- 一日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上
- 旅客施設を利用する高齢者または障がい者の人数が、一定数以上いること
(計算式が国土交通省令・内閣府令・総務省令により定められている。)
- 当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること

(※2) 特別特定建築物とは

不特定かつ多数のものが利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして、以下のものが政令により定められています。

- 特別支援学校
- 病院または診療所
- 劇場、観覧場、映画館または演芸場
- 集会所または公会堂
- 展示場
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ホテルまたは旅館
- 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
- 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）もしくはボーリング場または遊技場
- 博物館、美術館または図書館
- 公衆浴場
- 飲食店
- 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの
- 自動車の停留または駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 公衆便所
- 公共用歩廊

3. バリアフリー「基本方針」

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は、バリアフリーの意義や目標に関する事項や基本構想の指針となるべき事項について、主務大臣（国家公安委員会・総務大臣・国土交通大臣）が定めるものです。平成18年に制定され、平成23年に改正されました。

■「基本方針」の概要

- バリアフリー化の意義および目標に関する事項
- バリアフリー化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本事項
- 基本構想の指針となるべき事項
- バリアフリー化促進のための施策に関する基本的事項等

■バリアフリーの目標値（抜粋）

		目標（H32年度末）	整備内容
旅客施設	鉄軌道駅	<ul style="list-style-type: none"> ● 一日平均利用者数 3,000 人以上の鉄軌道駅について原則 100%（地域の要請及び支援の下、構造等の制約条件を踏まえ可能な限り整備） ● 上記以外の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、可能な限りバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 段差解消（エレベーターまたはスロープ設置） ● 転落防止設備の整備（ホームドア、点状ブロック等）など
	バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ● 一日平均利用者数 3,000 人以上のバスターミナルについて、原則 100% ● 上記以外についても、地域の実情に鑑み、可能な限りバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 段差の解消 ● 視覚障がい者誘導用ブロック整備 ● 障がい者対応型トイレ設置など
車両等	鉄軌道車両	約 70%（約 36,400 両）	段差の解消 など
	バス車両	約 70%（対象から適用除外車両を除外）	ノンステップバスとする
		約 25%（適用除外車両）	リフト付きバスまたはスロープ付きバス
タクシー	約 28,000 台	福祉タクシーの導入	
道路	生活関連経路を構成する主要な道路について原則 100%		段差の解消 など
都市公園	園路・広場（※）	約 60%	段差の解消 など
	駐車場	約 60%	
	便所	約 45%	
路外駐車場	特定路外駐車場の約 70%		段差の解消 など
建築物	2,000 m ² 以上の特別特定建築物の総ストックの約 60%		段差の解消 など
信号機等	主要な生活関連経路の信号機等について、原則 100%		音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置 横断歩道であることを表示する道路標識の設置 など

（※）特定公園施設であるものに限る

4. 関連する条例・計画

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めているほか、「対応要領」「対応指針」の策定についても規定しています。

■「不当な差別的取扱いの禁止」とは

この法律では、国・都道府県・市町村などの行政機関や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

■「合理的配慮の提供」とは

この法律では、国・都道府県・市町村などの行政機関や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。この合理的配慮には、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化も含まれます。

■「対応要領」とは

国・都道府県・市町村などは、それぞれの行政機関で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を定めることとされています。（都道府県や市町村などについては、定めることに努めることとされています。）

本市においても、障害者差別解消法の規定に基づき、障がいを理由とする差別の解消に関して職員が適切に対応できるよう、平成 28 年 2 月に「伊勢市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定・公表しました。

■「対応指針」とは

事業を所管する国の役所は、事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を定めることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障がい者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。事業者が法律に反する行為をくり返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意されたりすることがあります。

(2) 三重県の条例・計画

■三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 12 年に全面施行された「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例^②」(以下、「UD 条例」という)によって、多くの人々が利用する建築物や公共交通機関の施設、道路、公園を新築等する場合には、条例に定める整備基準を遵守し、事前にその計画について知事(一部地域は市長)と協議を行わなければならないことが定められています。

■第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2015 - 2018)

本計画は、UD 条例第 8 条に基づくもので、第 1 次計画(2007 - 2010)、第 2 次計画(2011 - 2014)に続くものとして、平成 27 年 3 月に策定されました。ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、3 つの施策体系に沿って事業を実施することとしており、それぞれの施策について取組方向と個別目標が掲げられています。

計画目標

住む人も訪れる人も、障がいの有無・年齢・性別等に関わらず、
だれもがお互いにおもいやりを持って行動できるユニバーサルデザインのまちづくり

施策 1 ユニバーサルデザインの意識づくり

ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方について啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

施策 2 だれもが暮らしやすいまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。また、施設の整備または管理を担う人々たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、情報提供を進めます。

施策 3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

利用者の要望や期待に応えた製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりを担う人々たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等それぞれの特性に合わせた分かりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

^② 平成 24 年に『三重県バリアフリーのまちづくり推進条例』から改称

(3) 市の上位計画・関連計画

①上位計画

■第2次伊勢市総合計画

伊勢市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その理念に基づく姿勢運営のあり方を示すものです。

「伊勢市の取組方針」として、市の課題の解決に向け、「命」「心」「暮らし」「誇りと調和」「自立と連携」という5つのキーワードを心にとどめ、それぞれの取組を進め、子どもたちの笑顔があふれ、お年寄りが幸せな老後を暮らせるまちづくりを目指します。

取組方針 『「心」 ～やさしさと感謝の気持ちを継承するまちづくり～』

- 市民それぞれのライフステージに応じ手を差し伸べ、またそこに住む人たちが助け合い、とりわけ子どもや高齢者、障がい者など社会的弱者がやさしさに包まれて住み続けられるまちづくりを進めます。
- 伊勢を訪れる人たちに対して、感謝の気持ちと“おもてなし”の心を持ってお迎えする古からの伊勢の心を次世代に引き継ぎます。

②主な関連計画

■伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver.2.0

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるもので、長期的な視点から都市づくりの理念と目標、都市骨格と土地利用の基本的な方針などを示し、都市づくり・まちづくりの総合的な指針とすることを目的としています。

都市づくりの目標 『多様化する日常生活を支え快適に暮らせる都市』

- あらゆる世代の人々がいきいきと快適に暮らせるよう、多様化する地域活動、社会活動を、福祉、教育、健康、文化、スポーツなど様々な面から支援し、市民の多様な日常生活を支える都市をつくります。

■伊勢市地域福祉計画

「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

基本目標 『安心・安全のまちづくり』

- 安心して住み、外出できる環境づくり

■伊勢市観光基本計画

神宮式年遷宮が執り行われる 20 年の周期で生まれ変わり、にぎわいを生み出す町「伊勢」。各種調査等から浮かび上がった課題を解決するために、今なすべきことを示した計画です。

基本目標 『笑顔で迎える受入基盤・環境の整備』

- 多様化する観光ニーズへの対応を十分に図り、全ての人が快適に過ごせる空間づくりを目指すため、関連施設のソフト面などでのバリアフリーに努めます。

第2章 市の概況

1 位置・地勢・特性

■自然豊かな伊勢志摩公園の玄関口

当市は、三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれた都市です。伊勢志摩国立公園の玄関口であり、市の中央を流れる宮川や五十鈴川、勢田川が北に面する伊勢湾に注ぎ、東部から南部にかけて連なる朝熊ヶ岳、神路山、前山、鷲嶺や、西部に位置する大仏山丘陵に囲まれ、市の面積の約 50%が山林に覆われた自然豊かな都市でもあります。

■神宮鎮座の観光都市

古くから「お伊勢さん」と呼び親しまれてきた神宮（内宮・外宮）御鎮座のまちとして栄え、現在も国内外から毎年多くの観光客が当市を訪れています。

当市は、20 年ごとに行われる神宮式年遷宮を節目として発展してきたという特性を有しています。平成 25 年には第 62 回神宮式年遷宮が執り行われ、来訪者の増加に対応するため官民様々な主体による都市基盤整備が実施され、施設のバリアフリー化等が進められました。

■イベントの開催

平成 28 年 5 月に伊勢志摩サミットが志摩市において開催され、当市を含む伊勢志摩地域の情報が国内外に広く発信されました。そのほか、平成 29 年 4 月～5 月には第 27 回全国菓子大博覧会・三重、平成 30 年には全国高等学校総合体育大会、平成 33 年には第 76 回国民体育大会（三重とこわか国体）、全国障害者スポーツ大会の開催など様々なイベントが予定されており、今後も国内外から多くの来訪者が予想されています。

【今後予定されているイベント等】

年度	イベント等
平成 29 (2017)	第 27 回全国菓子大博覧会・三重が開催
平成 30 (2018)	新名神高速道路の四日市一亀山間が開通予定 全国高等学校総合体育大会が三重県を中心に東海 4 県で開催
平成 32 (2020)	東京オリンピック、パラリンピックの開催
平成 33 (2021)	三重とこわか国体、全国障害者スポーツ大会が三重県で開催
平成 38 (2026)	お木曳行事（神宮式年遷宮関連行事）（～39 年）
平成 39 (2027)	リニア中央新幹線の東京一名古屋間が開通予定
平成 45 (2033)	お白石持行事、第 63 回神宮式年遷宮



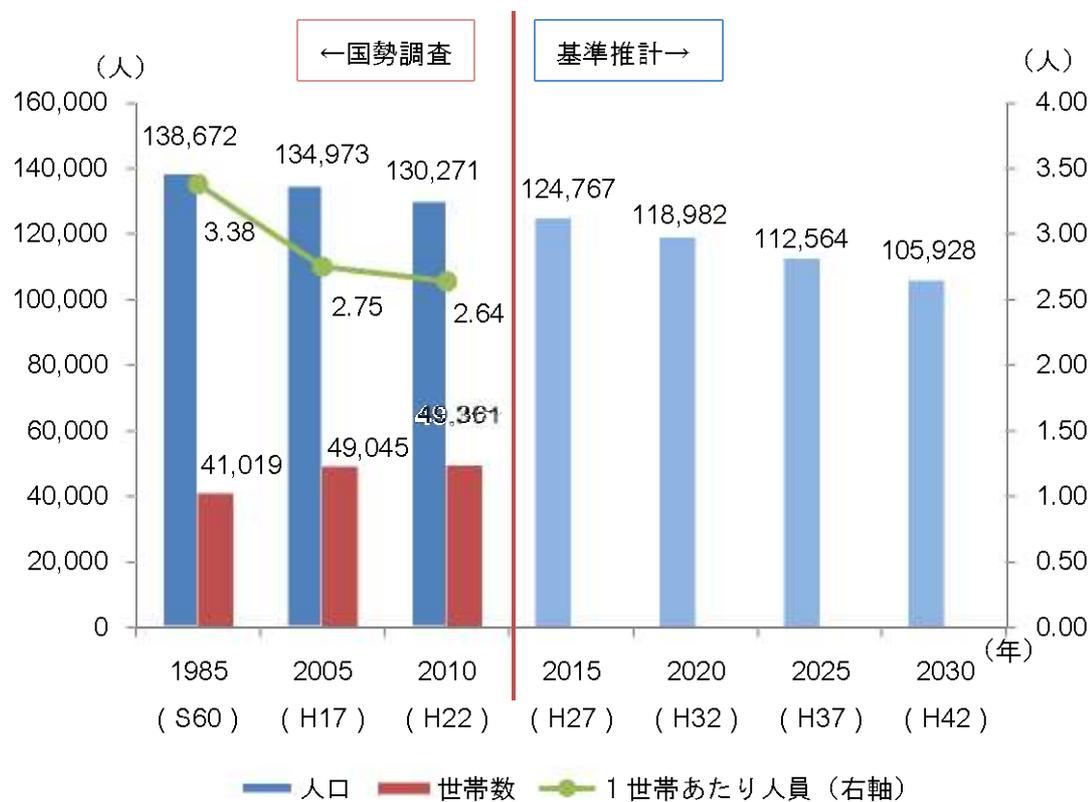
2 人口等

(1) 総人口・世帯数

当市の人口・世帯数は、平成 22 年時点で、人口は 130,271 人、世帯数は 49,361 世帯となっています。総人口は、1985 年（昭和 60 年）にピークを迎え、その後は減少傾向が続いています。

その一方で、世帯数については現在も緩やかに上昇を続けており、1 世帯あたりの人員減少、核家族化の進行や単身世帯の増加などが見られますが、少子高齢化も進行している本市では、今後は世帯数についても減少していくと想定されます。

■伊勢市の人口・世帯数の推移



資料：国勢調査、『日本の地域別将来推計人口』（※）

（※）昭和 60 年の数値は、市町村合併前の旧 4 市町村の数値を合算して算出

(2) 年齢別人口

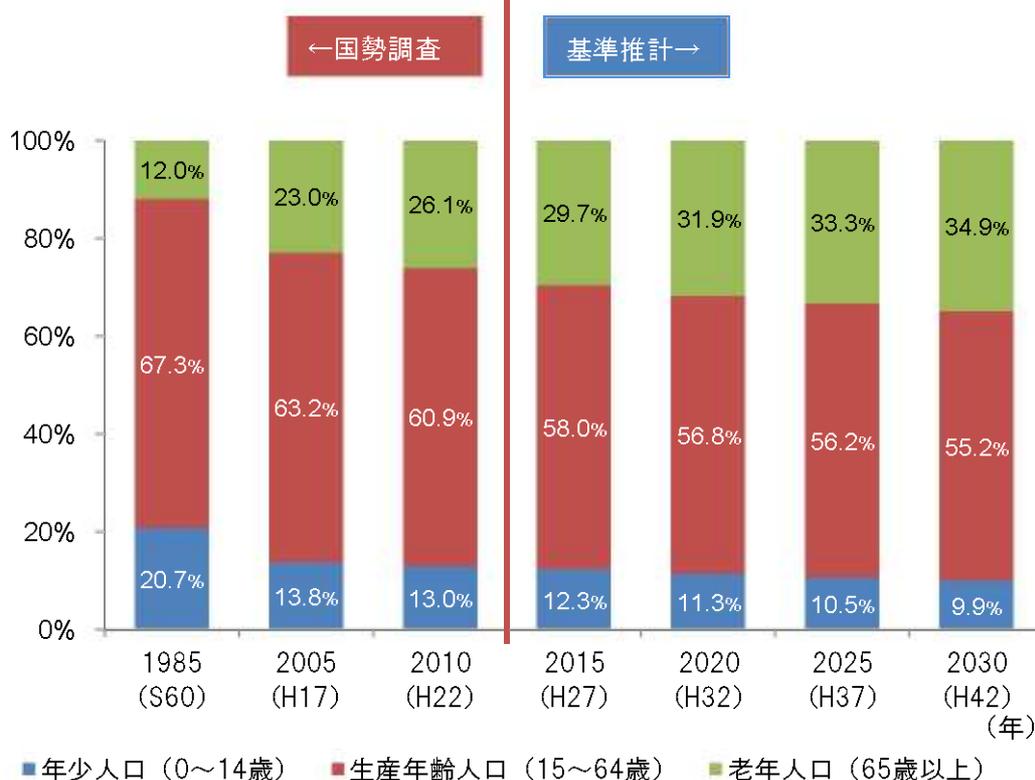
当市における高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、平成22年時点で26.1%となっており、三重県平均の24.3%や全国の23.0%と比較しても高い値となっています。

高齢者人口が増加傾向にある一方で、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、こうした少子化および高齢化は今後も更に進行していくと想定されます。

■年齢3区分人口と年齢別割合の推移

単位：人

	1985 (S60)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)
年少人口 (0～14歳)	28,735	18,579	16,986	15,323	13,475	11,843	10,500
生産年齢人口 (15～64歳)	93,334	85,358	79,313	72,345	67,561	63,251	58,458
老年人口 (65歳以上)	16,603	31,020	33,972	37,099	37,946	37,470	36,970



資料：国勢調査、『日本の地域別将来推計人口』（※）

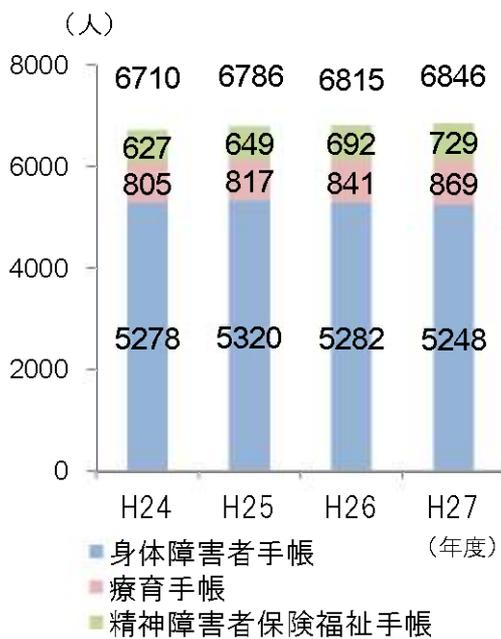
(3) 障がい者の状況（障害者等手帳所持者数）

当市における障がい者数は、身体障がい者が約8割を占めています。障害者等手帳所持者数の推移では、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者（知的障がい者）、精神障害者保険福祉手帳所持者いずれも増加傾向にあります。

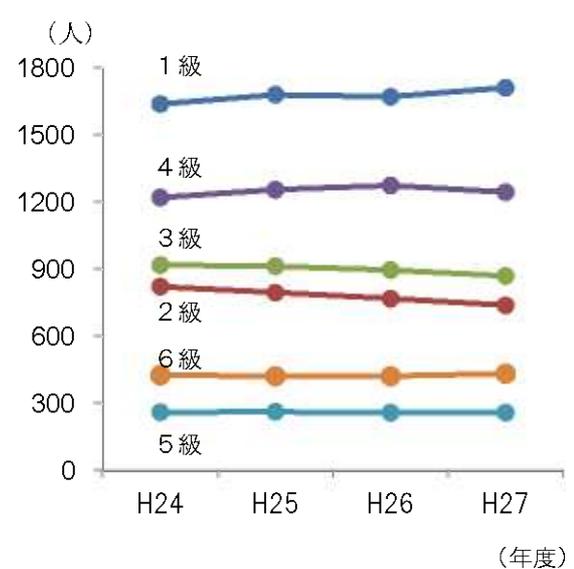
身体障がい者の内訳をみると、肢体障がい者が最も多く全体の約半数を占め、次いで内部障がい、聴覚障がいが多くみられます。

身体障がいの程度を表す等級別にみると、最も程度の重い1級が最も多くなっており、平成24年度から平成27年度までの推移をみると、1級以外の等級がほぼ横ばいであるのに対して、1級はわずかに増加しています。

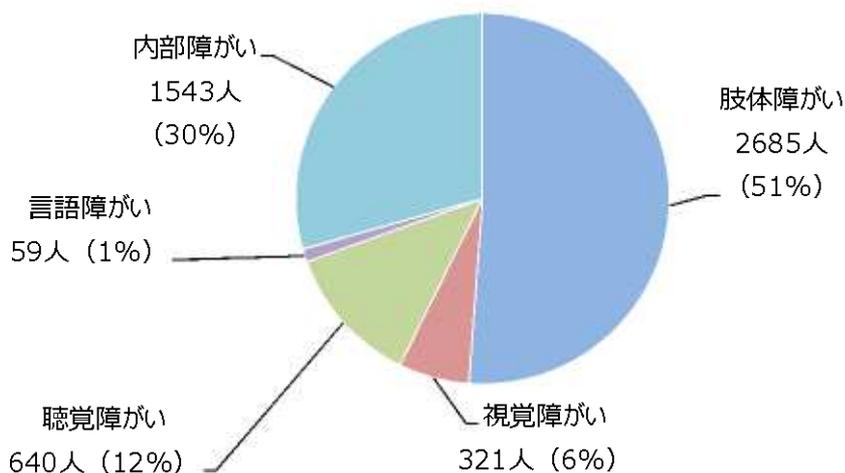
■ 障害者等手帳所持者数の推移



■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



■ 障がいの部位別身体障がい者数（平成27年度）



資料：庁内資料

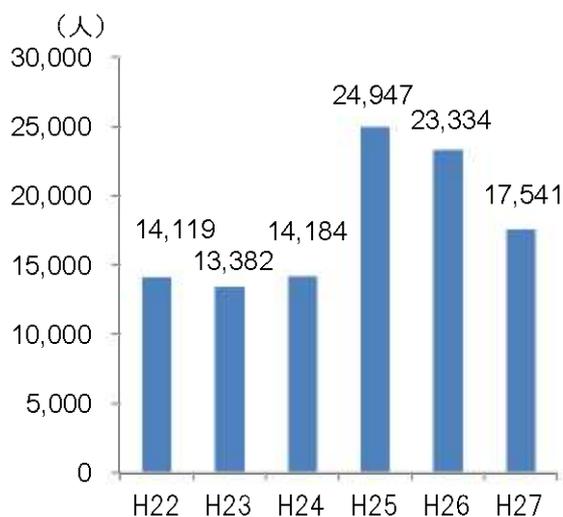
3 観光客数

平成 27 年度の神宮参拝者数は、内宮・外宮の両宮の合計数が約 838 万人で、前年よりは減少しましたが、第 61 回神宮式年遷宮があった平成 5 年とほぼ同様の参拝者数となっています。特に外宮については、平成 5 年以降 3 番目に参拝者が多い年となり、高い水準を保っています。車いす利用者数は、内宮が対前年比 77.8%、外宮が 69.1%と減少傾向にあります。遷宮前よりも利用者数は多くなっています。

■神宮参拝者数（年別）



■神宮車いす利用台数



■平成 27 年度数値と対前年比

		H27 年 数値(人)	対前年比
参拝者数	内宮	5,489,703	80.6%
	外宮	2,892,575	71.3%
	計	8,382,278	77.1%
車椅子利用	内宮	12,728	77.8%
	外宮	4,813	69.1%
	計	17,541	75.2%

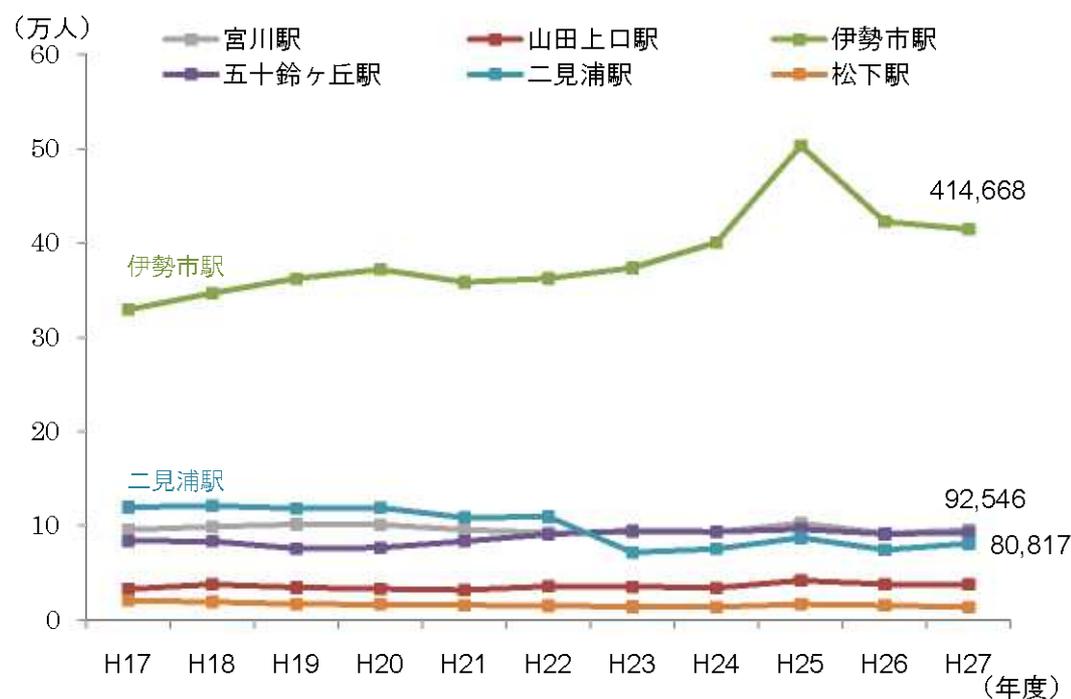
資料：平成 27 年伊勢市観光統計

4 公共交通

(1) 鉄道

伊勢市には、近鉄山田線、JR 参宮線を合わせて 13 駅が立地しています。平成 25 年度は、第 62 回神宮式年遷宮のため利用者が一時的に増加しました。平成 27 年度の各駅の乗客数は、近鉄宇治山田駅が 2,177,566 人と最も多く、次いで伊勢市駅（JR と近鉄の合計）の 1,942,471 人、近鉄五十鈴川駅の 545,944 人となっています。

■JR 東海 乗客数の推移



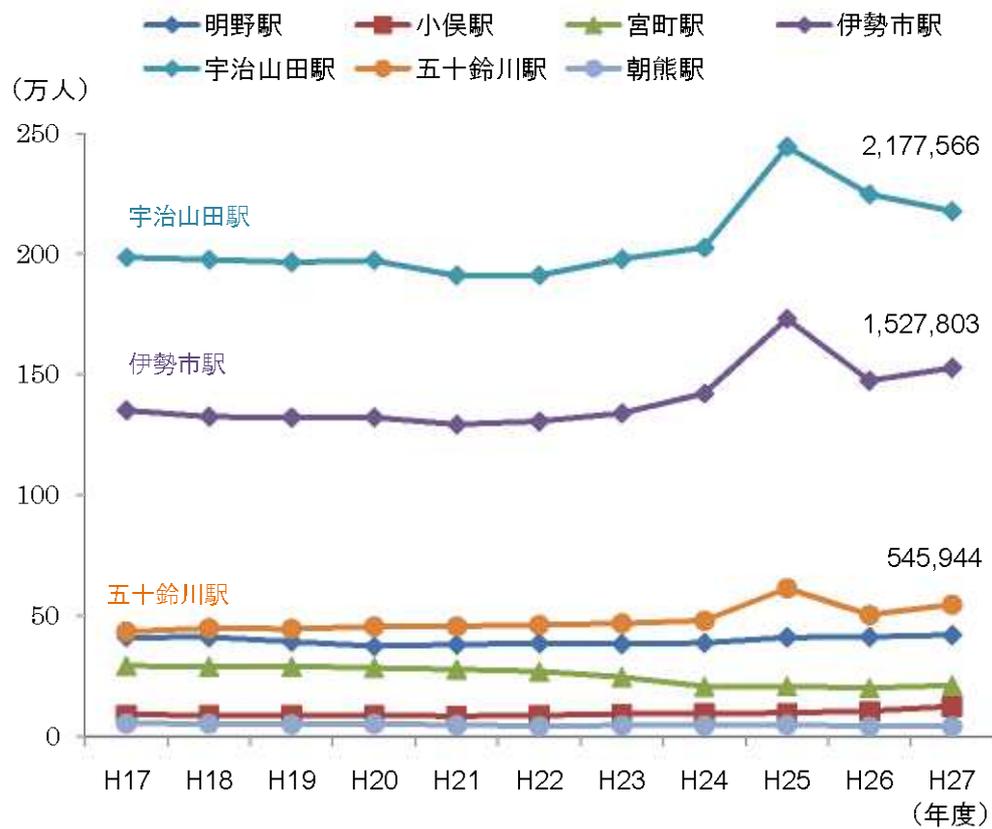
資料：三重県統計書・JR 提供資料

■JR 東海 各駅の一日当たりの平均乗降客数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
宮川	506	508	562	502	522
山田上口	192	186	228	206	206
伊勢市	2,042	2,196	2,758	2,316	2,266
五十鈴ヶ丘	516	512	528	500	506
二見浦	390	410	476	406	442
松下	76	74	90	82	72

資料：三重県統計書・JR 提供資料の一日平均乗客数を 2 倍して算出

■近鉄 乗客数の推移



資料：三重県統計書、近鉄提供資料

■近鉄 各駅の一日当たり乗降客数（交通量調査による）

駅名	平成 22 年 11 月 9 日	平成 24 年 11 月 13 日	平成 27 年 11 月 10 日
明野	2,090	1,891	1,949
小俣	660	720	665
宮町	1,645	1,284	1,204
伊勢市	6,360	6,626	7,681
宇治山田	8,382	8,403	8,870
五十鈴川	2,251	2,122	2,323
朝熊	168	165	128

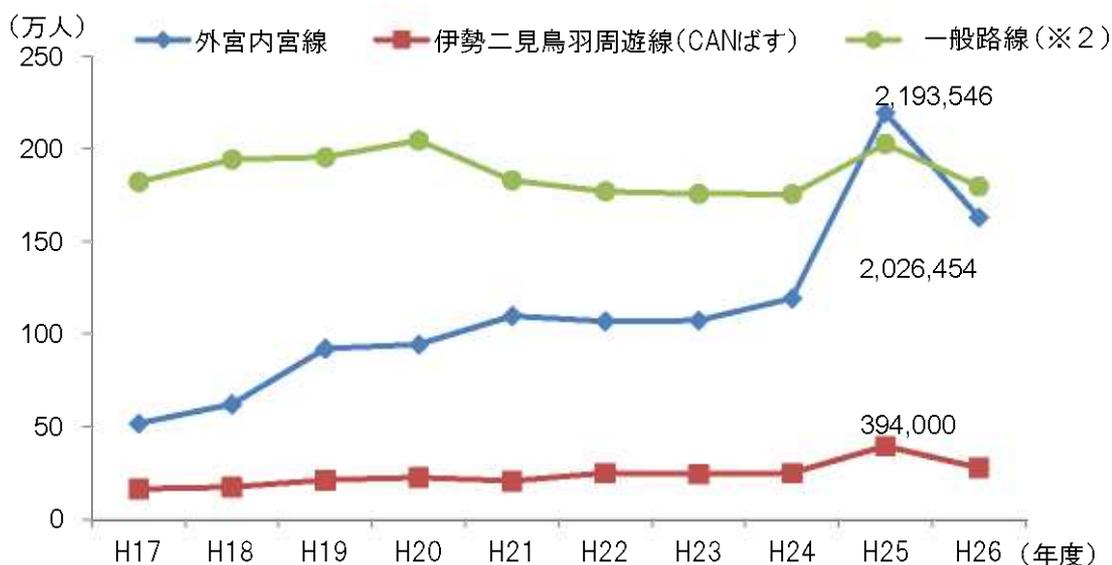
資料：近鉄提供資料

(2) バス

①路線バス

観光客が利用する外宮内宮線や伊勢二見鳥羽周遊線（CANバス）の利用者は増加傾向にある一方で、市民が利用する一般路線の利用者は減少傾向にあります。平成25年度から平成26年度は、第62回神宮式年遷宮の影響により一時的に利用者が増加しました。

■路線バス乗車数の推移（※1）（三重交通 伊勢営業所管内）



（※1）上記数値は、収入より換算した推計値

（※2）一般路線：外宮内宮線、伊勢二見鳥羽周遊線（CANバス）、高速バスを除く路線

資料：伊勢市地域公共交通網形成計画

■市内におけるバス車両のバリアフリー化状況

①路線バス

	台数（台）	市内の車両全体に対する割合（％）
ノンステップバス	23	28.0
ワンステップバス	26	31.7
リフト付きバス	3	3.7
合計	52	63.4

②観光バス

	台数（台）	市内の車両全体に対する割合（％）
ノンステップバス	1	3.8

※路線バス、観光バスともに三重交通車両と三交伊勢志摩交通車両の合計数

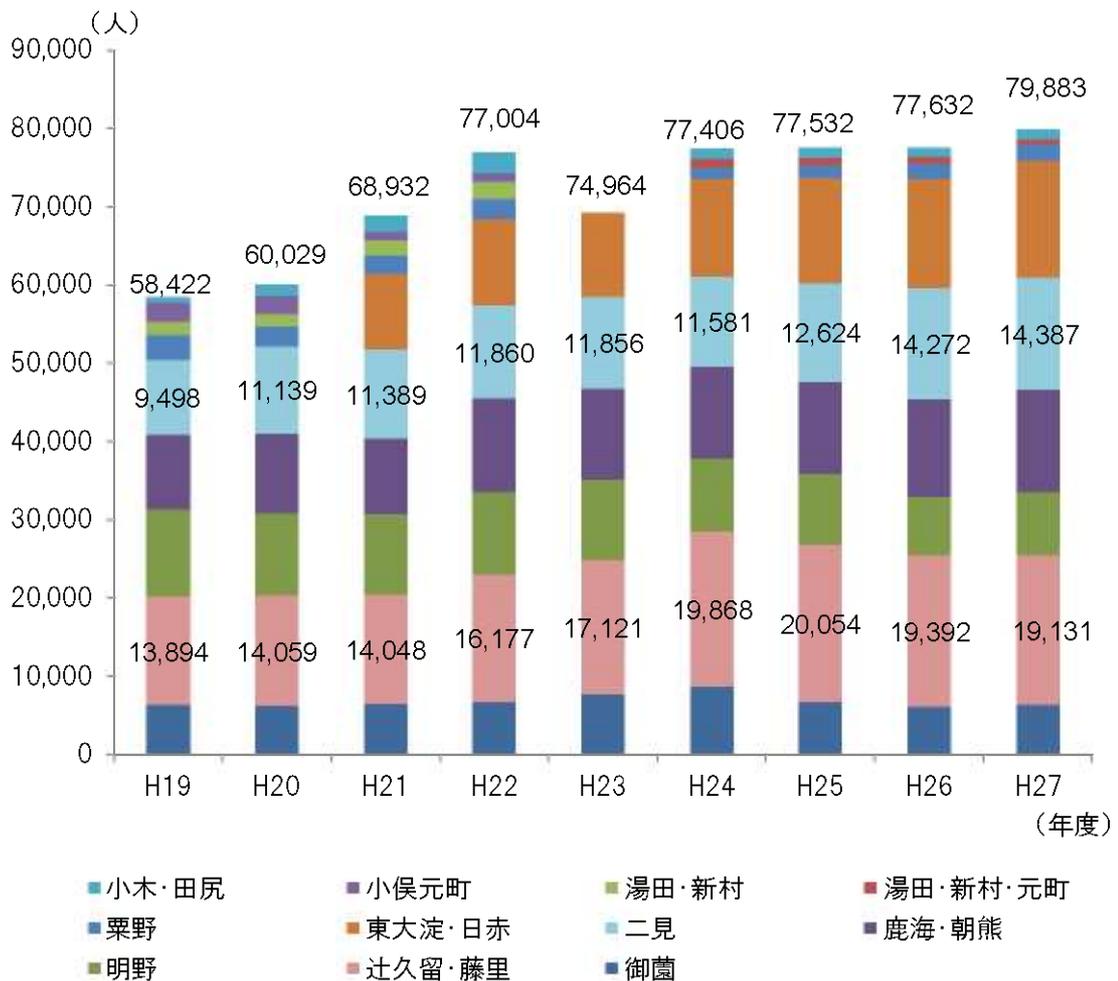
資料：三重交通提供資料

②コミュニティバス（おかげバス・おかげバスデマンド・沼木バス）

ア) おかげバス・おかげバスデマンド

おかげバス・おかげバスデマンドは、交通不便地域をできるだけ解消し、だれもが利用しやすい交通手段を提供するため、平成19年4月から運行を開始しました。利用者数は増加傾向にあります。

■おかげバス・おかげバスデマンドの利用者数の推移



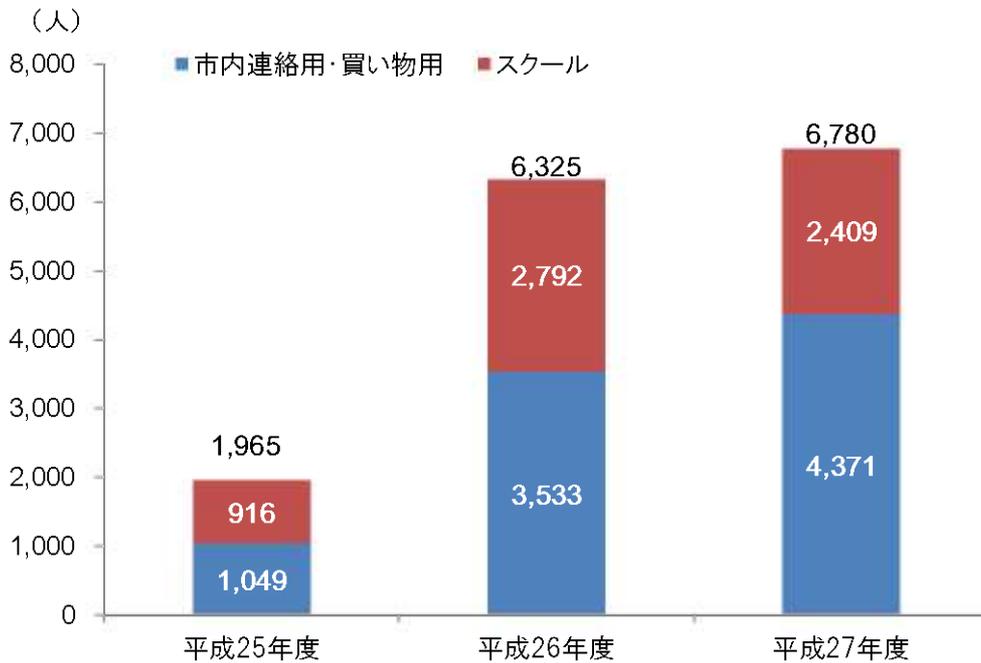
※平成23年8月より、栗野、湯田・新村、小俣元町、小木・田尻の4ルートを栗野、湯田・新村・元町、小木・田尻の3ルートに再編し、路線定期運行からタクシー車両を利用したデマンド方式に変更した。数値は、路線定期運行とデマンド方式の合計値。

資料：庁内資料

イ) 沼木バス

沼木バスは、小中学生等の移動手段を確保するため、地域住民の主体的な取組により、平成25年12月からの試行運行を経て、平成26年5月から本格運行を開始しました。平成27年度の市内連絡用・買い物用の利用者数は4,371人で、前年度比123.7%となっており、利用者全体としても増加傾向にあります。

■沼木バスの利用者数の推移



※平成25年度は12月から3月の実績値

資料：庁内資料

5 道路

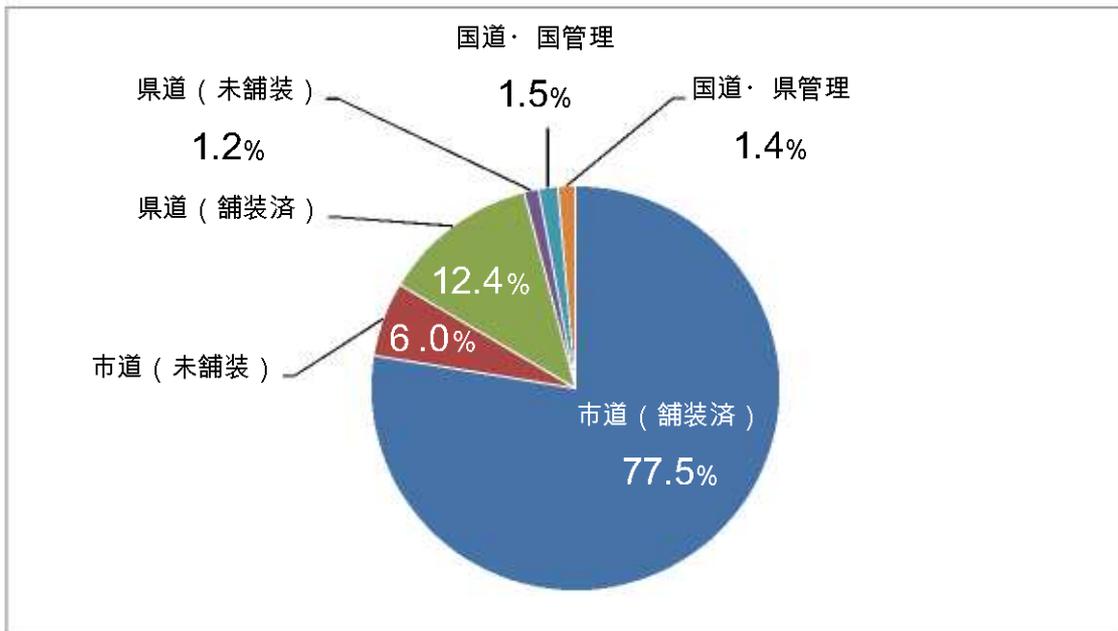
市内の道路の約 83.5%が市道となっており、そのうち約 6.0%に当たる 62,628.3m が未舗装となっています。

また都市計画道路は、29 路線、計 81,304m が計画されており、平成 28 年 4 月 1 日現在で約 76.9% (62,553m) が整備済みとなっています。

■道路の延長・橋梁箇所延長（平成 26 年度）

区分	道路実延長 (m)	舗装道		未舗装道 延長 (m)	橋梁		
		延長 (m)	舗装率 (%)		箇所	延長 (m)	
市道	877,180.4	814,552.1	92.86	62,628.3	450	4,657	
県道	142,130.0	129,952.8	91.43	12,179.2	155	4,586.8	
国道	国管理	16,018.0	16,018.0	100.00	—	30(※1)	1,233.0
	県管理	14,516.3	14,516.3	100.00	—	25	1,293.7
	総数	30,534.3	30,534.3	100.00	—	55	2,526.7

(※) 橋長 2 m 以上かつ土かぶり 1 m 未満の溝橋（カルバート）を橋梁として取り扱う。

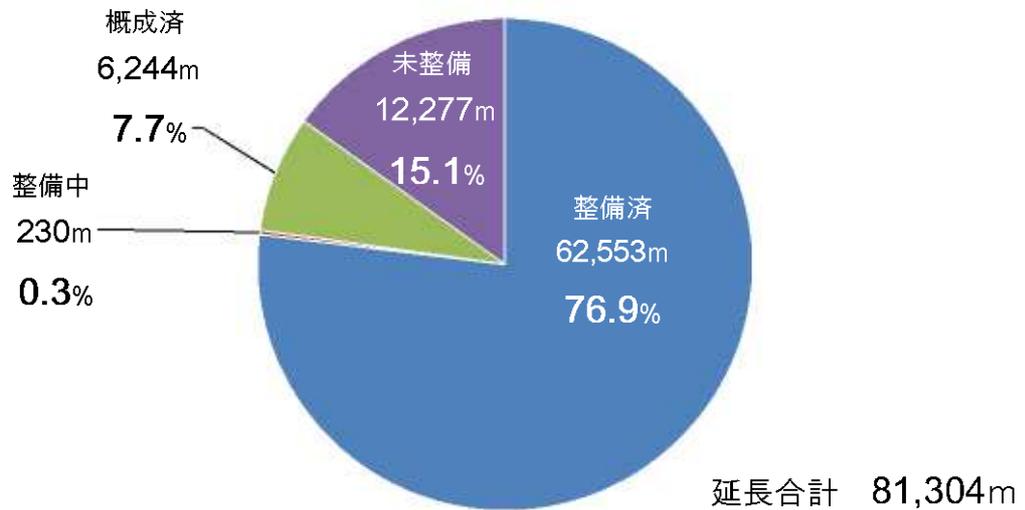
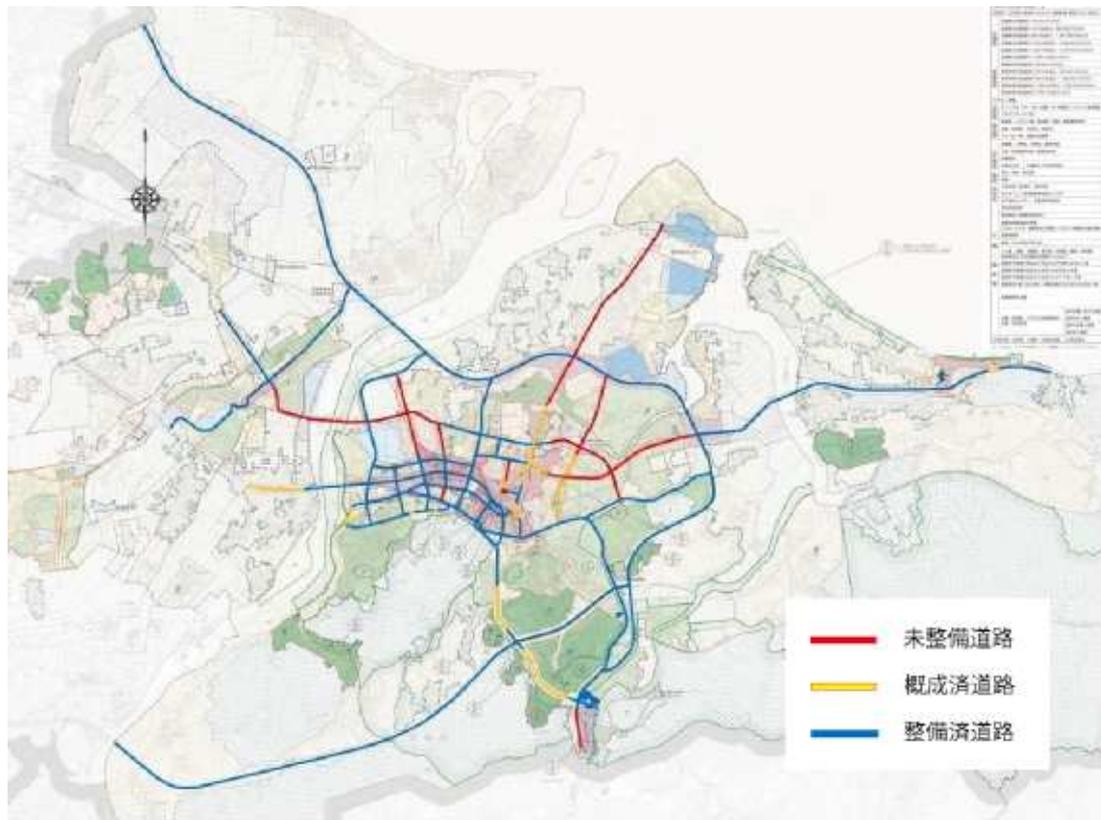


資料：市道 維持課

県道 三重県伊勢建設事務所

国道 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
三重県伊勢建設事務所

■都市計画道路の整備状況（整備済・概成済^③・未整備）



資料：庁内資料

^③ 整備済以外の区間のうち、都市計画道路と同程度の機能を果たしうる既存道路（おおむね計画幅員の2/3または4車線以上の幅員を有する道路）

第3章 理念と目標

1 基本理念

上位計画である第2次伊勢市総合計画や、市の関連計画である伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 2.0、伊勢市地域福祉計画、伊勢市観光基本計画を踏まえ、本基本構想の基本理念を以下のように設定します。

市民と来訪者が
安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり

2 基本方針

■重点整備地区におけるバリアフリー化の促進

当市において、鉄道駅や医療施設、文化施設など市民や来訪者による利用頻度が高い施設が集積しており、バリアフリー化の必要性が高いと考えられる地区を重点整備地区として設定し、高齢者や障がい者などあらゆる人が施設の利用や地区内の移動を安全かつ円滑に行えるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインを採り入れた整備を進めます。

■当事者視点でのバリアフリー化の促進

バリアフリーの整備基準を満たしている箇所であっても、高齢者や障がい者など、当事者にとっては使いにくい状況となっている場合があります。バリアフリー化を実施する際には、使う人にとって本当に使いやすい施設・道路となるように、福祉団体や高齢者・障がい者団体などの協力を仰ぎつつ、当事者の視点に立った整備を促進するよう努めます。

■心のバリアフリーの促進

だれもが過ごしやすいまちをつくるためには、建物や道路などのハード面の整備だけでなく、市民ひとりひとりがバリアフリー化の重要性や、高齢者や障がい者、妊産婦など、日常生活において配慮が必要な人々への理解を深め、行動につなげることが必要です。こうした「心のバリアフリー」を進めるため、バリアフリーに関する情報の発信や、市民等に対する啓発など、ソフト面での取組を進めます。

3 目標年次

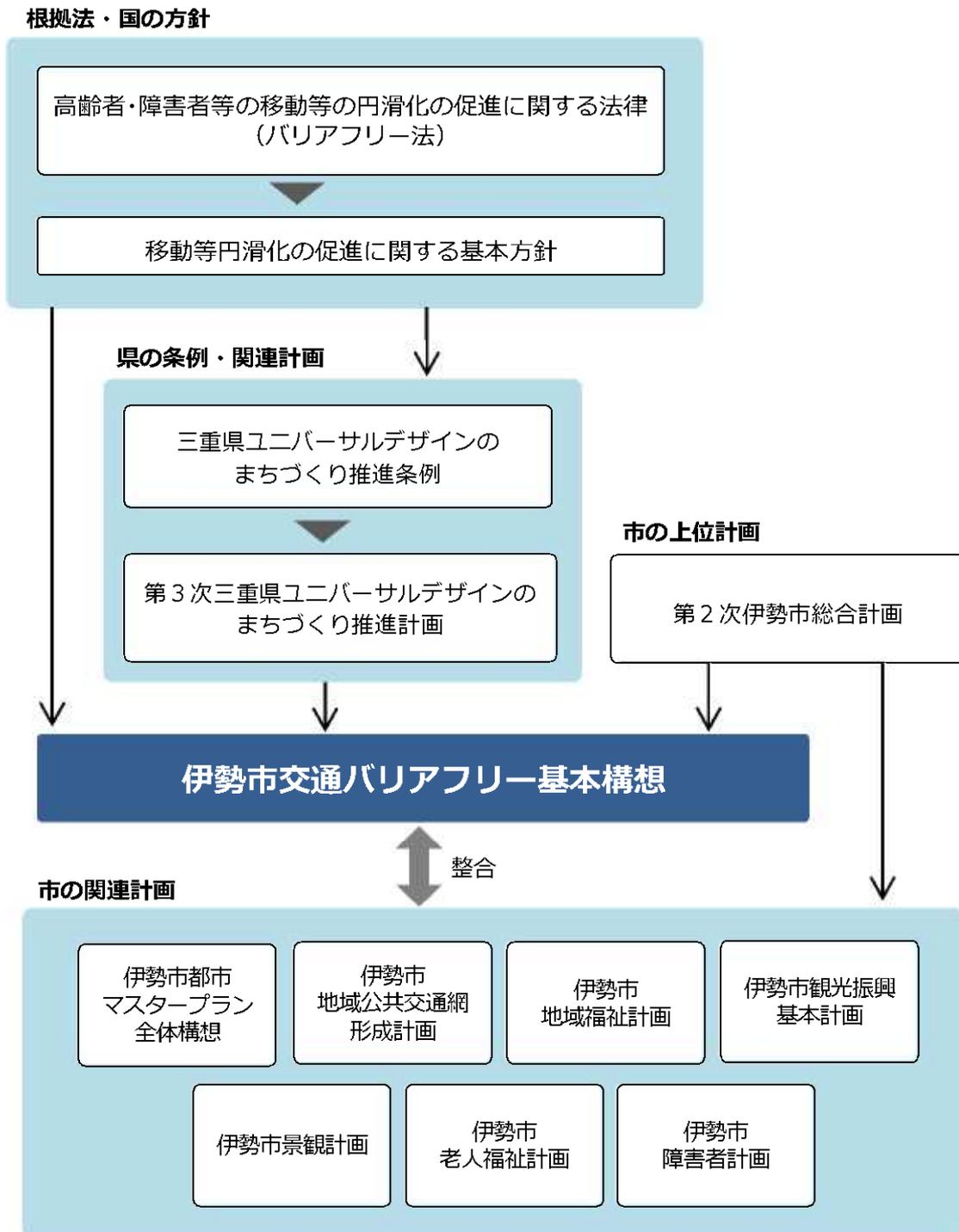
国が平成 23 年 3 月に策定した、バリアフリー法に基づく『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、平成 32 年度を目標年次として、駅や道路、公園などの移動円滑化の実施の目標値を定めています。

さらに、三重とわか国体及び全国障害者スポーツ大会の開催が平成 33 年に予定されていることから、これらを踏まえ、本基本構想における目標年次は、平成 32 年度とします。

また、目標年次以降の事業等についても、事前に検討や調整を進める必要があるものについては、本基本構想に位置づけることとします。

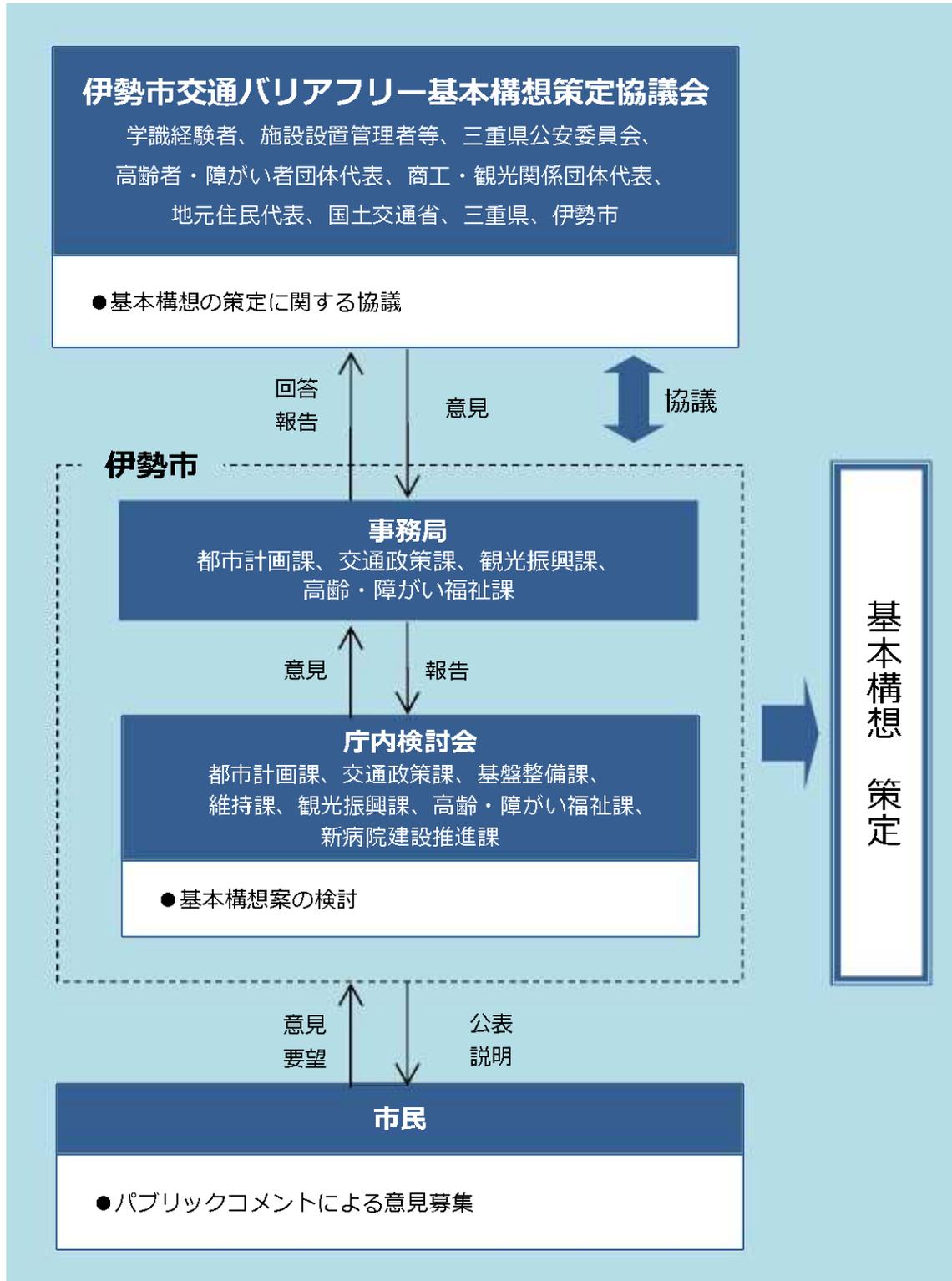
4 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法及び国が策定した移動円滑化の促進に関する基本方針に基づき、市の上位計画である第2次伊勢市総合計画を踏まえて策定します。また、県の条例や関連計画、市の関連計画との整合を図ります。



5 策定体制および策定の流れ

本基本構想の策定にあたり、本基本構想の策定に関する協議を行う場として、『伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会』を設置しました。



第4章 重点整備地区

1 重点整備地区として位置づける地区の選定

(1) 重点整備地区の要件

重点整備地区の要件等は、バリアフリー法第2条第21号と移動等円滑化の促進に関する基本方針において、次のように定められています。

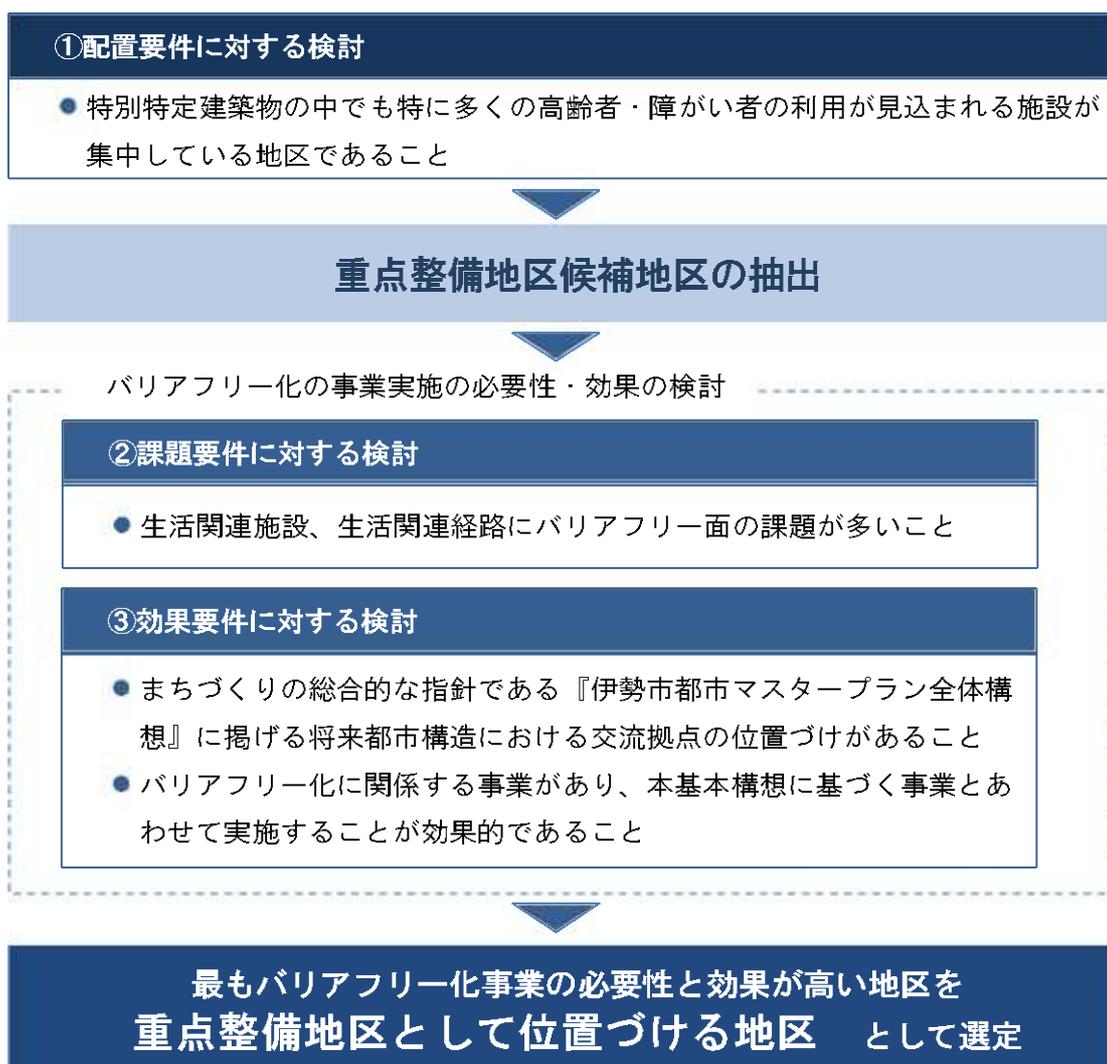
■重点整備地区の要件

要件	バリアフリー法および基本方針における位置づけ
配置要件	<p>生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設または特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものがおおむね3以上あること ● 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 ● 徒歩圏内の目安として、地区全体の面積がおおむね400ha未満であること ● これらの施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、公共施設等の相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること など
課題要件	<p>生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のような観点から、事業実施の必要性が高いことが総合的に判断される地区であること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者等の徒歩や車椅子での移動や施設利用の状況 ・ 土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性 ・ 想定される事業の実施範囲、実現可能性 など </div>
効果要件	<p>バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、高齢者や障がい者等に次のような機会等を提供するなど、様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流と社会参加の機会を提供する機能 ・ 消費生活の場を提供する機能 ・ 勤労の場を提供する機能 など </div>

(2) 重点整備地区として位置づける地区の選定

重点整備地区として位置づける地区を選定するに当たっては、(1)で示した要件に基づき、以下の選定フローに従って、まず市内全域から重点整備地区の候補地区を3地区選定します。それらの地区についてバリアフリー化の事業実施の必要性・効果の検討を行い、その結果、最もバリアフリー化事業の必要性と効果が高いと考えられる地区を重点整備地区として位置づける地区として選定します。

■重点整備地区として位置づける地区の選定フロー



①配置要件に対する検討と重点整備地区候補地区の抽出

ア) 検討方法

バリアフリー法では、生活関連施設として「高齢者、障害者等が日常生活または、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を対象としています。(バリアフリー法第2条第1項第21号イ) また、同法は移動等円滑化が特に必要なものとして特別特定建築物を定めています。(P6参照)

この定義を踏まえ、当市では配置要件の検討にあたり、生活関連施設になりうる施設として、特別特定建築物の中でも特に多くの高齢者・障がい者の利用が見込まれる施設を以下の表のように設定し、その分布を確認します。

これらの施設が徒歩圏内(おおむね面積400haの範囲)に多数かつ多種集積している地区を重点整備地区の候補地区として抽出します。

■生活関連施設になりうる施設

施設の分類	基本的な考え方
旅客施設	一日の平均乗降客数が2,000人以上、かつ特急電車が停車する鉄道駅
官公庁等	市役所本庁及び総合支所、三重県伊勢庁舎、税務署、法務局、裁判所、警察署、郵便局など
医療施設	病院または診療所で、用途面積が2,000㎡以上のもの
社会福祉施設	老人福祉センター、身体障害者福祉センターなど、公共施設であるもの
教育文化施設等	スポーツ施設(体育館、プールなどで、一般に開放されているもの)、美術館、博物館、図書館など
路外駐車場	バリアフリー法に基づく特定路外駐車場
商業施設等	金融機関(銀行など)、娯楽施設(劇場、観覧場、映画館、演芸場など)、展示施設、物品販売施設、飲食施設、サービス施設、宿泊施設(ホテル・旅館など)などで、用途面積が2,000㎡以上のもの
都市公園	都市公園のうち、街区公園を除くもの(地区住民だけでなく、多くの市民や市外からの来訪者が利用する公園)

イ) 検討結果と重点整備地区候補地区の抽出

生活関連施設となりうる施設の立地状況は、以下の図のとおりです。施設の分布状況から、重点整備地区の候補地区として、次の3つの地区を抽出します。

■生活関連施設となりうる施設の立地状況と重点整備地区の候補地区



■各候補地区における施設の立地状況と選定理由のまとめ

	旅客施設	官公庁施設	医療施設	社会福祉施設	教育文化施設	路外駐車場	商業施設	都市公園
伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ● JR・近鉄 伊勢市駅 ● 近鉄 宇治山田駅 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢市役所 ● 伊勢税務署 ● 伊勢法務合同庁舎 ● 津地方裁判所伊勢支部 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢赤十字病院 ● 伊勢慶友病院 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢市福祉健康センター 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢市観光文化会館 ● 伊勢シティプラザ ● 伊勢市立伊勢図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢有料駐車場 ほか4箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢郵便局 ● ミタス伊勢 ● その他ホテル・銀行 など 	—
	<p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当市の中心市街地であり、市内の鉄道駅のうち一日平均乗降客数が最も多い宇治山田駅と2番目に多い伊勢市駅がある。 ● 地区内に外宮があり、都市公園以外の主な施設が数多く立地している。 							
五十鈴川駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 近鉄 五十鈴川駅 	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立伊勢総合病院 ● 山崎外科内科 	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営庭球場 ● お伊勢まいり資料館 ● 伊藤小坡美術館 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営宇治駐車場 ● 猿田彦神社参拝者用駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ● イオン伊勢店 ● オランジェ (結婚式場) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 五十鈴公園 (※)
	<p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の鉄道駅のうち、一日平均乗降客数が3番目に多い五十鈴川駅があり、市立伊勢総合病院や大型店舗が区域内にある。 ● 内宮に近いことから、観光交通対策のための駐車場が複数立地している。 							
二見浦駅周辺地区	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 二見総合支所 	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 二見老人福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二見生涯学習センター ● 賓日館 ● 二見体育館 ● 二見グラウンド 	<ul style="list-style-type: none"> ● ※二見総合駐車場 (市営・無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢夫婦岩ふれあい水族館シーパラダイス ● および伊勢夫婦岩ショッピングプラザ ● 伊勢安土桃山文化村 ● ホテル、旅館 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二見浦公園 ● 朝熊山麓公園
	<p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JR 二見浦駅は一日の平均乗降客数が2,000人に満たない駅であるが、地区内に夫婦岩(二見輿玉神社)があり、ホテル・旅館や、伊勢夫婦岩ふれあい水族館シーパラダイスおよび伊勢夫婦岩ショッピングプラザ、伊勢安土桃山時代村などのレジャー施設が立地している。 ● 二見総合支所や二見生涯学習センター、朝熊山麓公園などの公共施設が立地している。 							

(※) 三重交通Gスポーツの杜伊勢(県営総合競技場)を含む。

②課題要件に対する検討

ア) 検討方法

バリアフリー面での課題が多いほど、バリアフリー化の事業実施の必要性が高いと考えられます。このことから、各候補地区について交通結節点である鉄道駅、駅前広場および主な道路のバリアフリー化状況を比較し、次ページの「③効果要件に対する検討」の結果とあわせて、バリアフリー化の事業実施の優先度が高い地区を重点整備地区として設定します。

■課題要件における検討事項

- 鉄道駅の日当たり乗降客数（平成 27 年度）
- バリアフリー化の現状（鉄道駅、駅前広場、主な道路）

●鉄道駅の日当たり乗降客数についての考え方

P18～19 に示しているように、JR と近鉄は、それぞれ一日当たりの乗客数の集計方法が異なります。（JR は、一日当たり平均乗客数を 2 倍した数値。近鉄は、交通量調査の結果による数値。）

JR および近鉄は、バリアフリーに関する事業の認定を国に申請する際などには上記の数値を用いていることから、ここではこれらの数値で最新のもの（平成 27 年度数値）を用いて比較します。

●主な道路の考え方

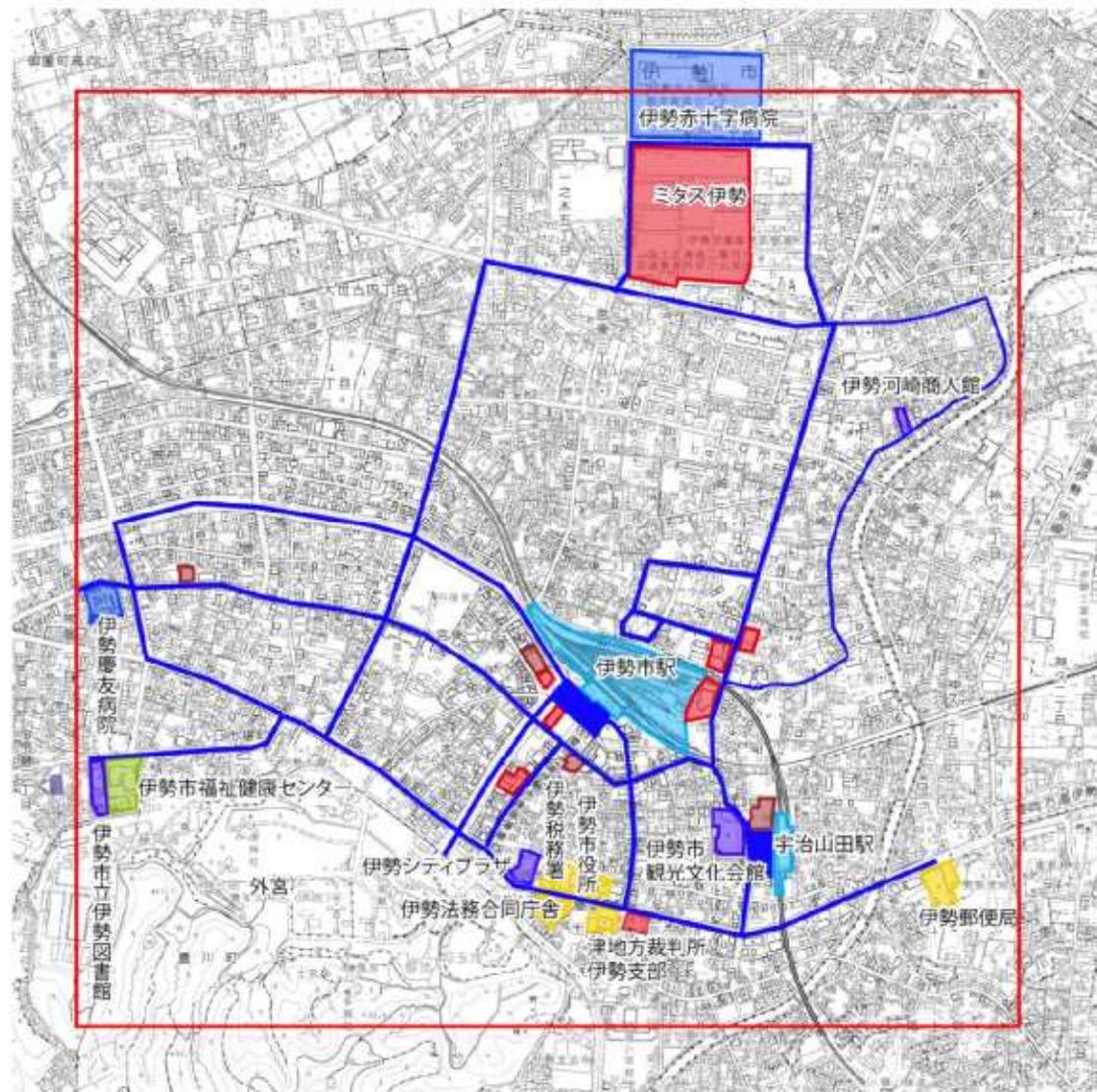
①の表「生活関連施設になりうる施設」に示した施設間を結ぶ道路で、以下の項目に該当するものとします。

- 施設間をなるべく最短距離で結ぶ道路で、その施設への移動において主となる経路と考えられるもの
- 上記に該当する道路が複数ある場合、都市計画道路として位置づけられているものを主な道路として考える

イ) 検討結果

各候補地区について、地区の概要、鉄道駅の日当たりの乗降客数（平成 27 年度）、バリアフリー化の現状を、それぞれ示します。

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区



	JR 伊勢市駅	近鉄 伊勢市駅	近鉄 宇治山田駅
平成 27 年度 鉄道駅の日当たりの 乗降客数（人）	2,266	7,681	8,870

【バリアフリー化の現状】

バリアフリー化の現状			JR 伊勢市駅	近鉄 伊勢市駅	近鉄 宇治山田駅
駅員の常駐			○	○	○
段差の 解消	道路～ 改札	車いす可	○	○	○
	改札～ ホーム	エレベーター	○	○	○
改札口	幅の広い改札口		○	○	○
視覚障がい者誘導用ブロック			○	○	○
トイレ	車いす対応		○(※)	○(※)	○(※)
	音声案内		○	×	×
券売機	車いすでの利用が容易 な高さ・形状		○	×	○
構内案内	触知案内図		○	○	○

鉄道駅



視覚障がい者誘導用ブロック（JR 伊勢市駅）



エレベーター（近鉄伊勢市駅）



多機能トイレ（JR 伊勢市駅）

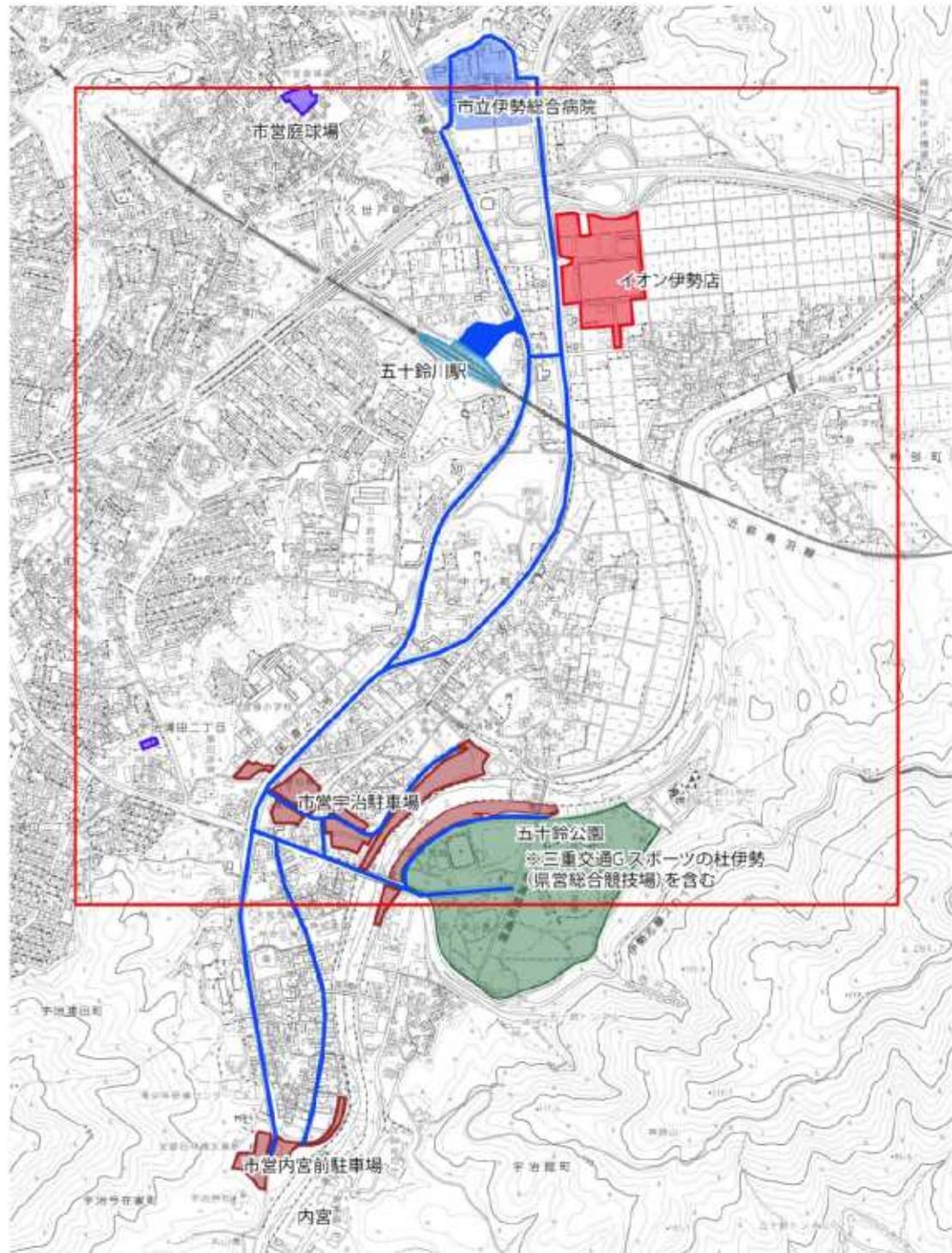


触知案内図（近鉄宇治山田駅）

(※) 多機能トイレあり（オストメイト、乳幼児対応）

駅前広場	JR 伊勢市駅		<ul style="list-style-type: none"> ● バスおよびタクシー用ロータリーと、一般車用ロータリーがあり、柵や屋根が設置され、車道と歩道との段差が解消されている。 ● バス乗り場の一部は県道鳥羽松阪線を横断した先にあり、屋根がない ● 灰色の視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。
	近鉄 伊勢市駅		<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路に付随する広場が計画決定されているが未整備である。 ● タクシー乗り場および一般車用待機スペース（2台程度）があり、視覚障がい者誘導用ブロックが整備されている。 ● 車椅子用公衆電話ボックスが設置されている。 ● 伊勢赤十字病院へのバス乗り場は、駅前から離れたところにあり、そこまでの経路に歩道は整備されていない。
	近鉄 宇治山田駅		<ul style="list-style-type: none"> ● バスおよびタクシー用ロータリーと、一般車用ロータリーがあり、柵や屋根が設置され、車道と歩道との段差が解消されている。 ● 黄色の視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている。
主な道路	<ul style="list-style-type: none"> ● JR伊勢市駅から外宮、伊勢市福祉健康センターまでの経路や、近鉄宇治山田駅周辺の歩道には、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。 ● 近鉄伊勢市駅（伊勢市駅北口）周辺や伊勢市役所周辺には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。 ● 場所によって視覚障がい者誘導用ブロックの色や形状に違いがあり、視覚障がい者にとっては視認しにくい可能性がある。 ● 地区内に平面式の踏切が3箇所あり、踏切およびその周辺道路に歩道が整備されていない。 ● 近鉄伊勢市駅（伊勢市駅北口）周辺の道路に、歩道がない箇所がある。 		

五十鈴川駅周辺地区

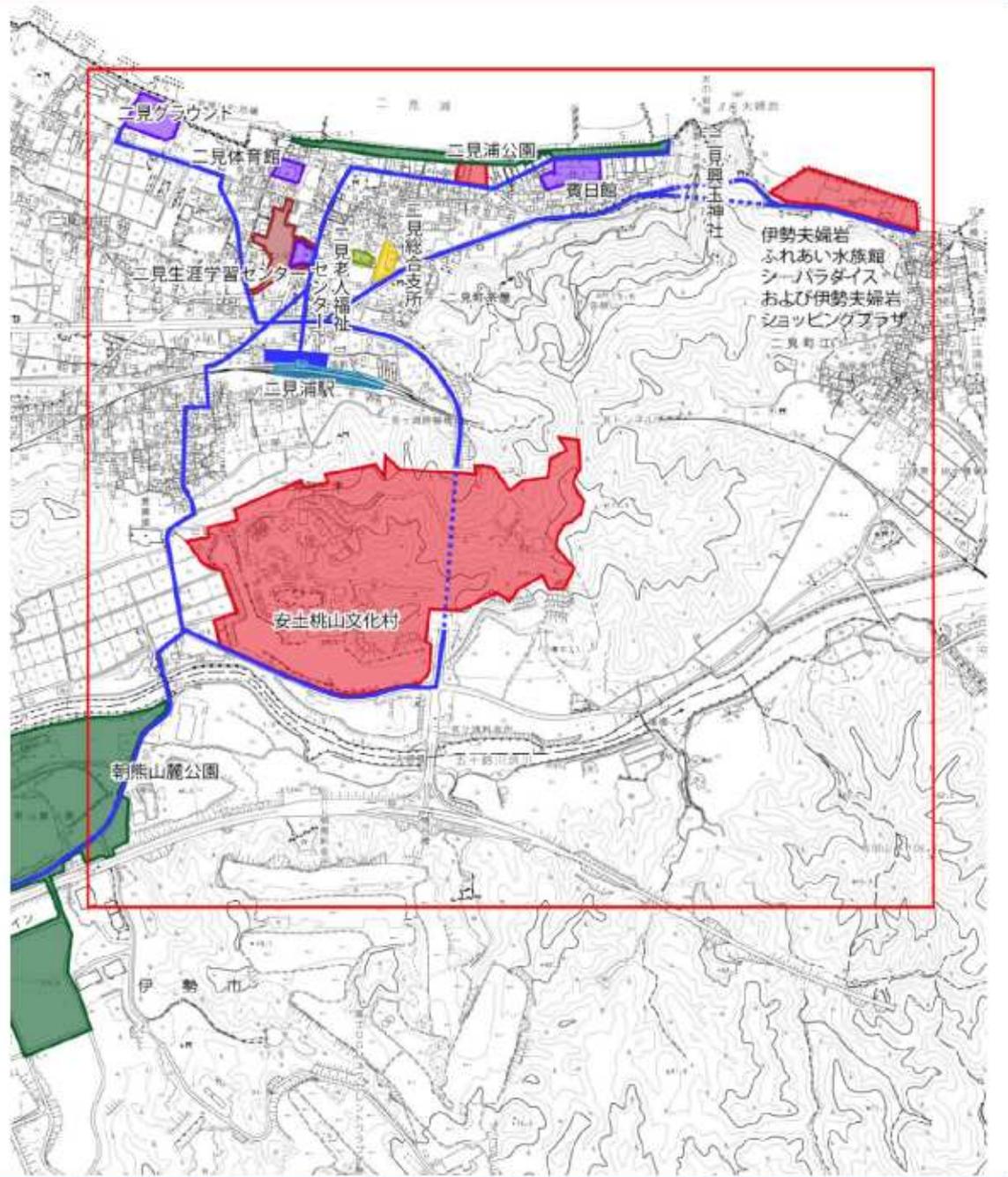


	近鉄 五十鈴川駅
平成 27 年度 鉄道駅の一 日 当 た り の 乗 降 客 数 (人)	2,323

【バリアフリー化の現状】

バリアフリー化の現状			近鉄五十鈴川駅
駅員の常駐			×
段差の解消	道路～改札	車いす可	○
	改札～ホーム	エレベーター	×（車いす用昇降機あり）
改札口	幅の広い改札口		○
視覚障がい者誘導用ブロック			○
トイレ	車いす対応		×
	音声案内		×
券売機	車いすでの利用が容易な高さ・形状		×
構内案内	触知案内図		×
鉄道駅			改札口
			券売機
駅前広場			<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年度整備予定（写真は、整備前のもの）
主な道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障がい者誘導用ブロックは、猿田彦神社周辺の一部区間のみ敷設されている。 ● 主な道路の大部分には歩道が整備されているが、一部歩道が未整備の区間や幅が狭い区間がある。 		

二見浦駅周辺地区



	JR 二見浦駅
平成 27 年度 鉄道駅の日当たりの乗降客数 (人)	422

【バリアフリー化の現状】

		バリアフリー化の現状	JR 二見浦駅	
鉄道駅	駅員の常駐		×	
	段差の解消	道路～改札	車いす可	○
		改札～ホーム	エレベーター	×
	改札口	幅の広い改札口		×
	視覚障がい者誘導用ブロック			○
	トイレ	車いす対応		×
		音声案内		×
	券売機	車いすでの利用が容易な高さ・形状		—（券売機なし）
	構内案内	触知案内図		×
				
		ホーム	階段・手すり	
駅前広場			<ul style="list-style-type: none"> ● 駅舎前のみ歩道が整備されている。 ● タクシー乗り場周辺の段差が解消されている。 	
	主な道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障がい者誘導用ブロックは二見総合支所周辺の一部区間のみ敷設されている。 ● 国道 42 号および朝熊山麓公園周辺の道路以外は、幅が狭く歩道が整備されていない道路が多い。 ● 二見浦駅から夫婦岩表参道周辺は、伊勢市景観計画において重点地区（二見町茶屋地区）に指定されており、駅から二見輿玉神社までの道路（夫婦岩表参道）の美装化が実施されている。歩道はないが段差等が解消された道となっている。 		

③効果要件に対する検討

ア) 検討方法

バリアフリー化事業の実施が、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であるかどうかを確認するために、次の2つの点での検討を行い、前述（P33～P41）の「②課題要件に対する検討」の結果とあわせて、移動円滑化の事業実施の優先度が高い地区を重点整備地区として設定します。

■効果要件における検討事項

- 伊勢市都市マスタープラン全体構想における交流拠点の位置づけ
- バリアフリー化に関する事業の有無

●伊勢市都市マスタープラン全体構想における交流拠点の位置づけ

伊勢市全体の都市づくりの総合的な指針である伊勢市都市マスタープラン全体構想では、各地域の特性に応じ、市全体から見た地域の位置づけや将来に向けての方針を示す「拠点」を設定しています。それら拠点の中でも、市民や市外からの来訪者が集まり、商業、交流、観光など様々な都市活動を行う拠点として「交流拠点」を位置づけています。

各候補地区において、これらの交流拠点の位置づけを整理し、バリアフリー化の事業を実施することが有効かつ適切な地区であるかを確認します。

●バリアフリー化に関する事業の有無

地区のバリアフリー化を一体的・重点的に進めていくためには、地区内において実施されている事業と、本基本構想に位置づける事業を連携させていくことが効果的であると考えられます。

このことから、各候補地区におけるバリアフリー化に関する事業（実施中および予定）を確認します。

【参考】伊勢市都市マスタープラン全体構想における交流拠点の種類

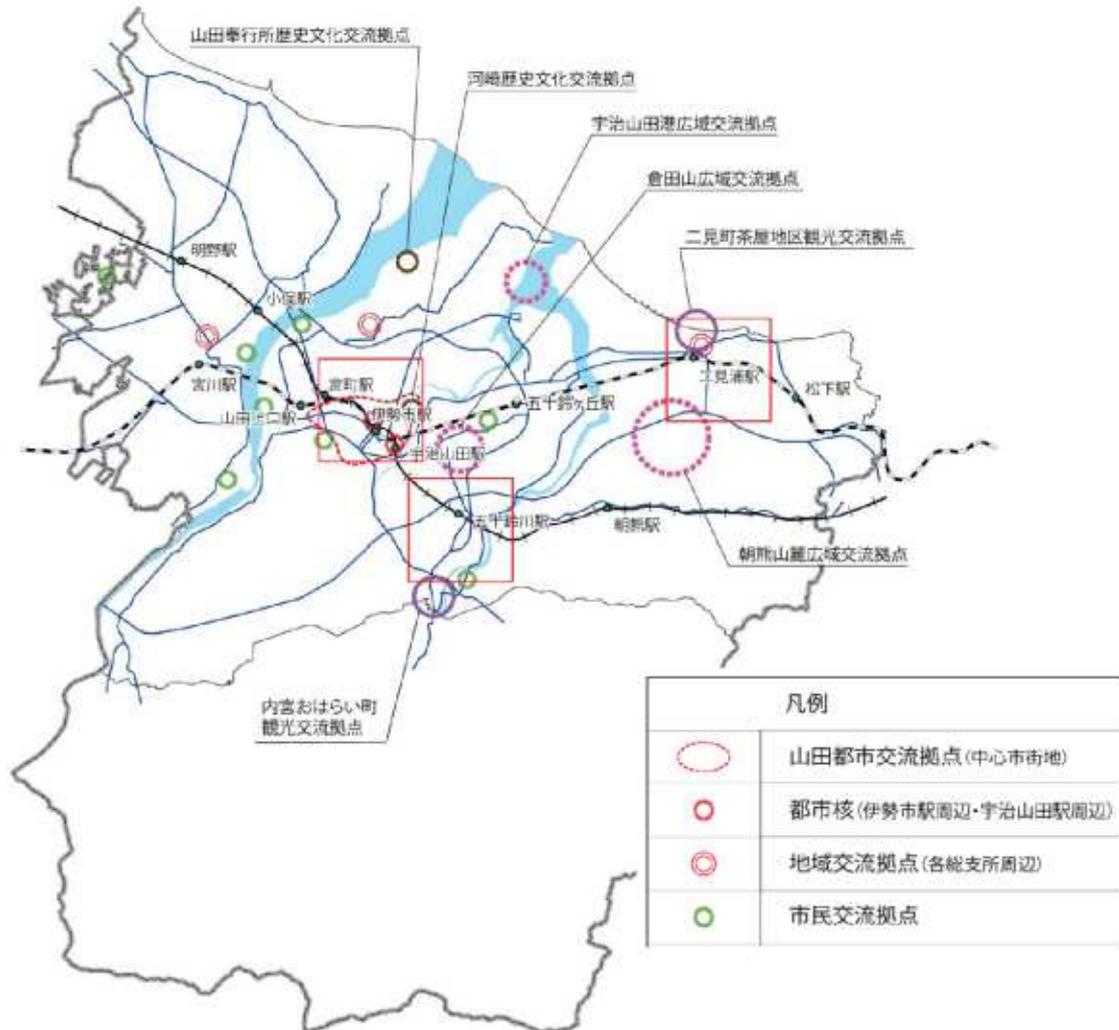
拠点の種類	位置づけと方針
都市・地域 交流拠点	伊勢志摩地域の核であり、伊勢市全体の核である「都市交流拠点（中心市街地）」と、地域の行政・生活サービスの拠点である「地域交流拠点」を位置づけ、都市機能の集約やにぎわいの創出など活性化を図ります。
広域 交流拠点	広域都市圏での広域交流拠点として位置づけ、教育・文化・レクリエーション活動の充実を図ります。
観光 交流拠点	伊勢の重要な産業である観光を支える観光交流拠点として位置づけ、歴史を活かしたまちなみ景観の形成、市民主体のイベントやまちづくり活動の推進によるにぎわいの創出、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採り入れなど、観光交流拠点としての充実を図ります。
歴史文化 交流拠点	地域の歴史文化を伝えるまちなみや施設を歴史文化交流拠点として位置づけ、地域でのまちづくり活動や情報発信の推進を通じて次世代への歴史文化の継承を図ります。
市民 交流拠点	市民の憩いの場や、災害時の避難場所など、市民生活の充実のため公園や公共施設を市民交流拠点として位置づけ、機能の充実を図ります。

イ) 検討結果

各候補地区における、伊勢市都市マスタープラン全体構想における交流拠点の位置づけと、事業の有無については、以下のとおりです。

いずれの候補地区も交流拠点の位置づけがあります。事業については、五十鈴川駅周辺地区に多数実施または予定されています。

■伊勢市都市マスタープラン全体構想における交流拠点の分布状況



■バリアフリー化に関する事業の有無

	伊勢市駅・宇治山田駅 周辺地区	五十鈴川駅周辺地区	二見浦駅周辺地区
事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢市駅前市街地再開発事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市立伊勢総合病院建替（実施中） ● 市道楠部 22 号線整備 ● 三重交通 G スポーツの杜伊勢（競技場）建替（実施中） ● 五十鈴川駅前広場整備（H28 年度完成予定） 	—

④重点整備地区として位置づける地区の選定

②③の検討結果から、**五十鈴川駅周辺地区** とします。

■課題要件に対する検討結果

各候補地区について、主な道路については各地区ともそれぞれ課題がありますが、鉄道駅および駅前広場について比較すると、一定のバリアフリー化が図られている伊勢市駅・宇治山田駅に比べ、五十鈴川駅と二見浦駅にバリアフリー化の遅れが見られます。またこの2地区について、五十鈴川駅の一日当たりの乗降客数は二見浦駅の約5倍以上であることを考慮すると、五十鈴川駅周辺地区の方がバリアフリー化事業の必要性がより高いと考えられます。

■効果要件に対する検討結果

伊勢市都市マスタープラン全体構想における交流拠点の位置づけについては、各地区とも位置づけがあり、市民活動や観光交流において重要な地区として位置づけられていることから、いずれの地区もバリアフリー化を図ることは有効かつ適切な地区であると考えられます。

バリアフリー化に係る事業については、伊勢市駅・宇治山田駅前周辺地区において伊勢市駅前での市街地再開発事業が計画されていますが、敷地が小さく、周辺地域へのバリアフリー面での効果は限定的であると考えられます。一方、五十鈴川駅周辺地区は、市立伊勢総合病院の建替えや、三重とこわか国体および全国障害者スポーツ大会（平成33年予定）の会場となる三重交通Gスポーツの杜伊勢の建替えなどの事業を実施しており、それに伴って今後周辺の道路整備などを行う計画があります。

このことから、五十鈴川駅周辺地区は、本基本構想に位置づける事業と連携できる事業が多く、地区内におけるバリアフリー化を重点的・一体的に行うことの効果が他の2地区よりも高いと考えられます。

■課題要件・効果要件のまとめ

			JR 伊勢市駅	近鉄 伊勢市駅	近鉄 宇治山田駅	近鉄 五十鈴川駅	JR 二見浦駅
鉄道駅の日当たり乗降客数 (H27年度)(人)			2,266	7,681	8,870	2,323	442
駅員の常駐			○	○	○	○	×
段差の 解消	道路～改札	車いす可	○	○	○	○	○
	改札 ～ホーム	エレベーター	○	○	○	×	×
改札口		幅の広い改札口	○	○	○	○	×
視覚障がい者誘導用ブロック			○	○	○	○	○
トイレ	車いす対応		○(多機能トイレあり)	○(多機能トイレあり)	○(多機能トイレあり)	×	×
	音声案内		○	×	×	×	×
券売機	車いすでの利用が容易な 高さ・形状		○	×	○	×	— (無人駅であり、券売機なし)
構内 案内	触知案内図		○	○	○	×	×
バリアフリー化の 状況	駅前広場		<ul style="list-style-type: none"> ●バスおよびタクシー用ロータリーと一般車乗降スペースがあり、柵や屋根が設置され、車道と歩道との段差が解消されている。 ●バス乗り場の一部は道路を渡った先にあり、屋根がない。 ●灰色の視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路に付随する広場が計画決定されているが未整備である。 ●タクシー乗り場および一般車用待機スペース(2台程度)があり、視覚障がい者誘導用ブロックが整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●バスおよびタクシー用ロータリーと、一般車用ロータリーがあり、柵や屋根が設置され、車道と歩道との段差が解消されている。 ●黄色の視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている。 	【平成28年度、整備予定】	<ul style="list-style-type: none"> ●駅舎の前にのみ歩道が整備されている。
	主な道路		<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺や主な施設周辺において、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている区間と敷設されていない区間がある。 ●場所によって視覚障がい者誘導用ブロックの色や形状に違いがある。 ●地区内に平面式の踏切が3箇所あり、踏切およびその周辺道路に歩道が整備されていない。 ●近鉄伊勢市駅(伊勢市駅北口)周辺の道路に、歩道がない箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障がい者誘導用ブロックは、ごく一部の区間にのみ敷設されている。 ●一部歩道が未整備の区間や幅が狭い区間がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障がい者誘導用ブロックはごく一部の区間にのみ敷設されている。 ●一部の道路以外は幅が狭く、歩道が整備されていないものが多い。 ●夫婦岩表参道は、道路の美装化が実施されており、歩道はないが段差が解消されている。 		
伊勢市都市マスタープラン全体構想における位置づけ			<ul style="list-style-type: none"> ●山田都市交流拠点(中心市街地) ●河崎歴史文化交流拠点 ●市民交流拠点(伊勢図書館周辺) 			<ul style="list-style-type: none"> ●内宮おはらい町観光交流拠点 ●市民交流拠点(五十鈴公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ●二見地域交流拠点 ●朝熊山麓広域交流拠点 ●二見町茶屋地区観光交流拠点
事業計画			<ul style="list-style-type: none"> ●伊勢市駅前市街地再開発事業 			<ul style="list-style-type: none"> ●市立伊勢総合病院建替(実施中) ●市道楠部22号線整備 ●三重交通Gスポーツの杜伊勢(県営総合競技場のうち競技場)建替(実施中) ●五十鈴川駅前広場整備(H28年度完成予定) 	—

2. 重点整備地区の設定と課題

(1) 現地調査の概要

五十鈴川駅周辺地区の現状把握と課題抽出を目的として、現地調査を実施しました。また、ルート以外の箇所については、市担当者が後日追加調査を行いました。

■現地調査の概要

日時	平成 28 年 8 月 2 日 午前 9 時～午後 0 時 15 分	
参加者	参加者合計	18 名
	● 伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員	10 名
	● 上記委員の随員	1 名
	● 伊勢市 (都市計画課、基盤整備課、維持課、観光振興課、 高齢・障がい福祉課)	7 名



渡し板の実演（五十鈴川駅）
(車いすでの鉄道車両の乗り降りに利用)



改札の幅の確認

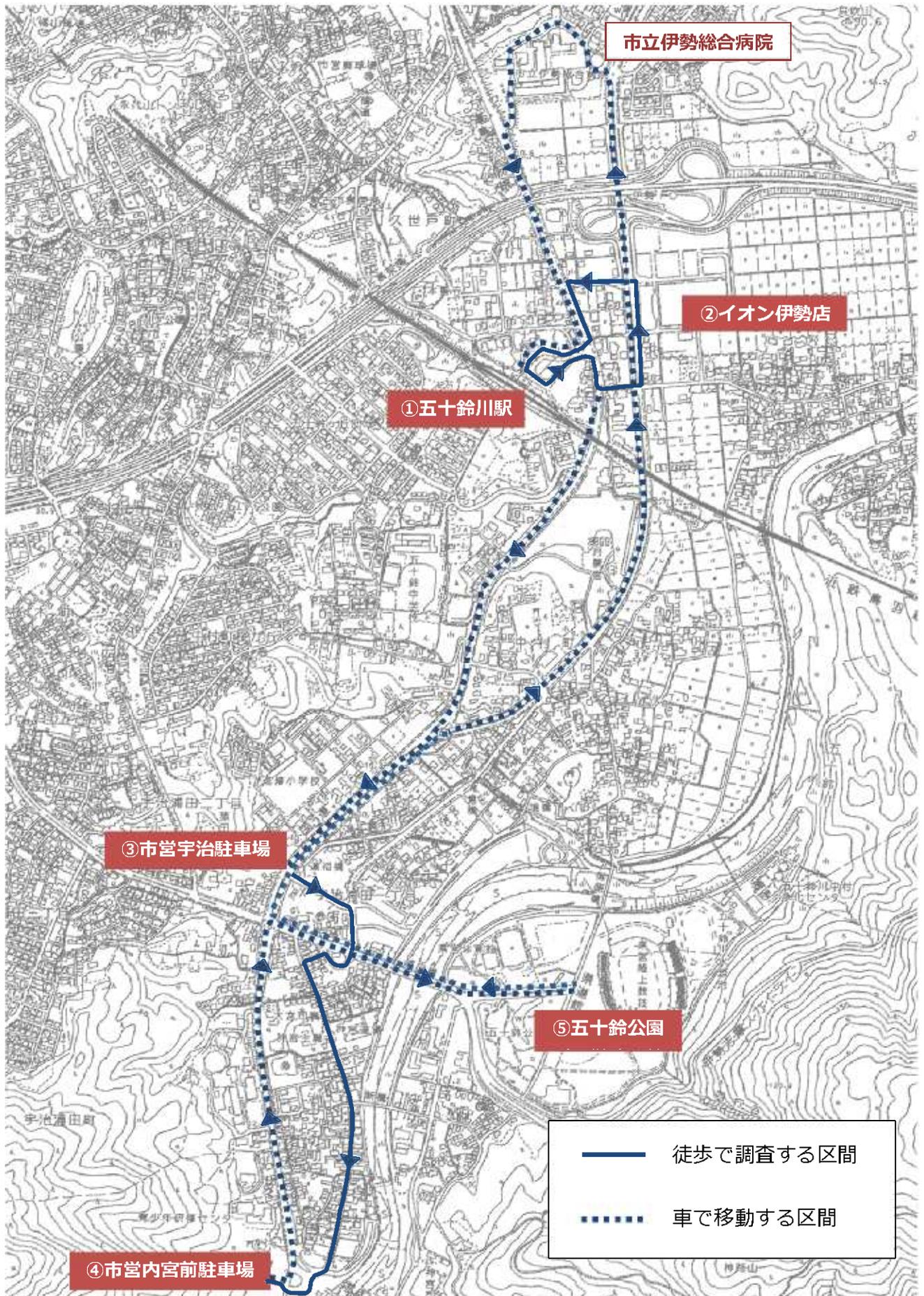


段差の確認



路面状況の確認

【現地調査ルート】



(2) 地区の課題

現地調査の結果から抽出した地区の課題について、移動円滑化基準等を満たしていない事項と、それ以外に気付いた点（委員からの意見・提案など）とに分けて整理します。

「移動円滑化基準等を満たしていない事項」については、バリアフリー法およびUD条例に基づく整備基準に基づき、整理します。

①近鉄 五十鈴川駅

【課題】

項目		移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)	
経路	エレベーター	整備されていない。	車いす用の昇降機（チェアメイト）があるが、1人ずつしか対応できない。	
	階段の手すり	—	2段式の手すりになっていない。	
	ホーム	幅	—	片側が約150cmであり、片側の車輪が白線の外側に出てしまう。
		横断勾配	場所によって勾配が1%～3%となっている。 (※)	ホームは中央付近を頂点として両側が下がっている形状のため、車いすはブレーキをかけておかないと、ホームの端に向かって動いてしまい危険である。
待合室	入口	入口に扉のレールがあり段差が生じている引き戸となっているが、自動で閉まらない。	—	
	内部スペース	—	車いすが回転できる幅（150cmの水平部）がない。 車いす利用者が待機できるスペースがない。	
	ベンチ	—	ベンチが待合室両端に向かい合わせに設置されているため、人が座っていると車いすが回転できない。 ベンチに肘掛がない。	

(※) 基準にやむを得ない場合のただし書きあり

項目		移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
トイレ	多機能トイレ	整備されていない。	乳幼児ベッド、オストメイトの整備が望ましい。
	個室ドアの幅・形状	—	トイレの個室ドアの幅が 55 c m と狭く、また内側への開き戸であるため、車いすで利用できない。
	個室内の手すり	手すりの位置が便座から遠い (L 字型および可動式手すりが設置されていない)。	片側しか設置されていない。
	男女別案内	トイレ入口付近での音声や点字などによる男女別・構造の案内がない。	—
	洗面器	カウンター埋め込み式になっておらず、手すりもない。	—
	鏡	—	車いす利用者の目線の高さでは、鏡に映らないため利用できない。
視覚障がい者誘導用ブロック		改札口からトイレへ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックがない。	ホームに内方線が敷設されていない。
券売機		足元に蹴込みがなく、車いす利用者は使いにくい (※)	—
案内板		触知案内図等がない。	—
非常用押しボタン		—	ホームに非常用押しボタンがない

(※) 駅員常駐の場合などはこの限りでないとのただし書きあり

【現地の状況 (例)】

	
<p>券売機 足元に蹴込みがないため、車いす利用者は使いにくい。</p>	<p>トイレ 入口の幅が狭く内開き戸であるため、車いすでの利用が難しい。手すりが便器から遠い。</p>

②五十鈴川駅前広場（平成 28 年度整備予定）

【課題】

項目		移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
視覚障がい者誘導用ブロック		—	駅前広場に視覚障がい者誘導用ブロックがなく、視覚障がい者の方が目印にできるものがない。タクシー乗り場やバス乗り場への誘導のための視覚障がい者誘導用ブロックが必要である。
バス乗り場	柵	—	車いすがかろうじて通れる幅しかない。
	ベンチ	ベンチなどの座れる場所がない。(※)	—

(※) 基準にやむを得ない場合のただし書きあり

【現地の状況（例）】※写真は整備前のもの

	
<p>駅前広場 視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。</p>	<p>バス乗り場 柵の幅が狭い。</p>

③イオン伊勢店

【課題】

項目		移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
歩道		—	路面が老朽化している。 下水道設備のフタが数 cm 路面から浮き上がっており、高齢者などがつまづくおそれがある。
駐車場	路面	—	老朽化により路面に凹凸が見られる。
	障がい者用 駐車スペース	—	障がい者用駐車スペースの利用の際には、サービスカウンターで発行される許可証を車に提示する必要があるが、無許可で停車する車がいる。
	植栽	—	植栽の枝が歩道などに出ており、歩行者に引っかかるおそれがある。
	看板	—	看板下側の角が鋭利であるため、ぶつかって怪我をするおそれがある。

【現地の状況（例）】

	
<p>歩道・駐車場 路面が老朽化して段差が生じている。</p>	<p>看板 看板下側の角が鋭利なものとなっている</p>

④五十鈴公園（県営体育館）

【課題】

項目		移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
経路	駐車場～ 入口・裏口 多機能トイレ	—	舗装が老朽化しており、凹凸が生じている。
	スポーツジム 入口	入口前および内部（玄関）に段差があり、入口のドアは開き戸となっている。	—
	体育館西側	舗装が傷んでおり（一部未舗装）、坂になっていて車いすでの利用には支障がある。	—
	屋外公衆トイレ～ 駐車場	—	スロープの端をふさぐ形で駐車スペースがあり、駐車時には車両により通行が妨げられる。
体育館内トイレ		—	車いす対応になっていない。 (体育館外に多機能トイレあり)
体育館内階段		スロープがない。 手すりがない。	踏み面が狭い。
多機能トイレ	男女別の表示	—	設備の配置が左右対称になっており、表には男女の別を示す表示がある。介助者がいる場合の利用や、障がいの状況によって設備を選択することが出来るよう、男女の区別は不要である。
	設備の内容	—	多機能トイレが2箇所あるので、一方はオストメイト用設備、一方は多目的シートを設置するなど、設備を変えるのが望ましい。
視覚障がい者誘導用 ブロック		—	裏口、多機能トイレおよびスポーツジムへの視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。
障がい者用 駐車スペース		—	舗装が老朽化しており、凹凸が生じている。
案内板		—	経年劣化によりほとんど消えてしまっている。

【現地の状況（例）】



障がい者用駐車スペースから裏口・多機能トイレへの経路

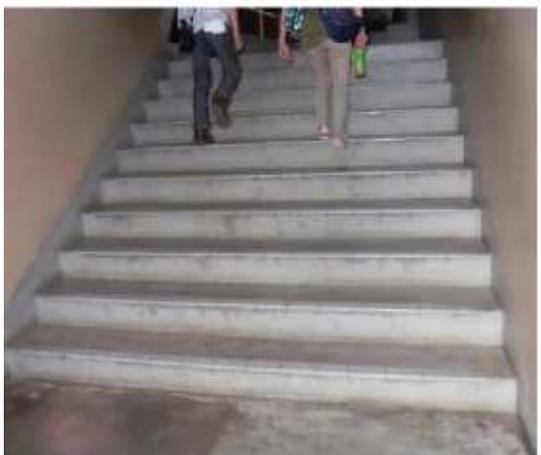
舗装が老朽化している。
視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。



障がい者用駐車スペース
路面が老朽化している。



屋外公衆トイレから駐車場へのスロープ
スロープの端をふさぐ形で駐車スペースがあり、駐車時には車両により通行が妨げられるため、車いすでの通行が難しい。



体育館内の階段
踏み面が狭く、手すりがない。
スロープがない。

⑤五十鈴公園（県営体育館以外）

【課題】

項目		移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
経路	園路（体育館側）	歩車分離が行われていない。 (歩道が未整備)	—
	園路 (五十鈴公園側)	歩道の幅員が狭い。 (有効幅員 200cm未満)	一部は坂になっている。
	園路（池周辺）	経路の約半分が未舗装となっている。	—
障がい者用駐車スペース		—	駐車マスを無視した駐車が見られる。 (おそらく障がい者以外による)

【現地の状況（例）】

	
<p>園内道路 歩道が整備されていない。</p>	<p>障がい者用駐車スペース 駐車マスを無視した駐車が見られる。</p>

⑥内宮前公衆トイレ

【課題】

項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
入口付近の傾斜	—	勾配が 3.6° あり、入口付近の水平な箇所の幅が広くないため、車いす利用者は注意が必要である。
洗面器 ・ 水洗器具	カウンター埋め込み式となっておらず、手すりもない。 水洗器具がレバー式または光感知式になっていない。	—

⑦路外駐車場

【課題】

項目	箇所	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
経路	市営宇治第1駐車場	障がい者用駐車スペースから歩道のある道路への経路が確保されていない。	—

⑧道路（国道）

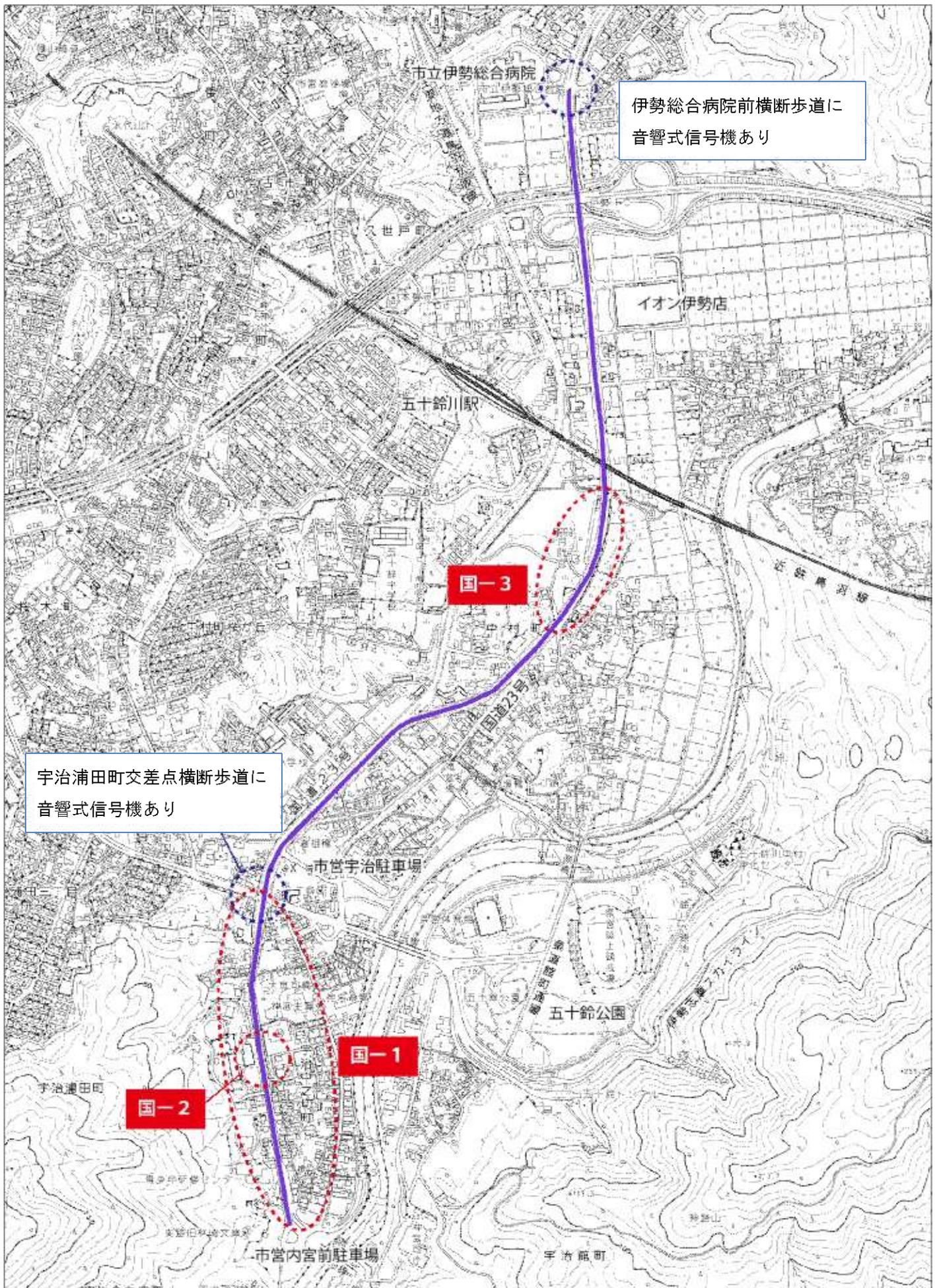
【課題】

路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
国道23号	全区間 特に国一1	歩道	—	凹凸、ブロックの隙間、ひび割れなどが生じている。
	国一2	横断歩道	歩道より車道の方が高くなっており、段差が生じている。	—
	国一3	歩道	—	道路東側に、歩車分離されていない道路（23号の車道とレベル差あり）があり、近隣の住宅や田畑へのアクセス道路として利用されている。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	敷設されていない。	—
	全区間	音響式信号機	—	宇治浦田町交差点と伊勢総合病院前を除き、設置されていない。

【現地の状況】

	
<p>歩道の路面（国一1） 老朽化により、凹凸やブロックに隙間が生じている。 視覚障がい者誘導用ブロックは、敷設されていない。</p>	<p>横断歩道（国一2） 歩道より車道の方が高くなっており、段差が生じている。</p>

■国道に関する課題 位置図



⑨道路（県道）

県道については、UD 条例に特定道路に関する基準とそれ以外の道路に関する基準の 2 種類があります。特定道路とは、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障がい者等の通行のあるもので、国土交通大臣が指定する道路です。事業実施の際、国と事業者との協議により定めることとなります。

県道に関しては、上記の UD 条例の 2 種類の基準のいずれかもしくは両方に該当する課題を、「移動円滑化基準等を満たしていない事項」として整理します。

【課題】

路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢南勢線	全区間	歩道	—	凹凸、ブロックの隙間、ひび割れ等が生じている。
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	敷設されていない。	—
	全区間	音響式信号機	—	設置されていない。
鳥羽松阪線	県一 1	歩道	整備されていない。	交通量が多く、おかげバスの停留所がある。
	全区間	歩道	—	凹凸、ブロックの隙間、ひび割れ等が生じている。
	県一 2	横断歩道	横断歩道前の歩道の横断勾配が、 8.6°（南側横断歩道）、 19.3°（北側横断歩道） の急勾配となっており、 車いすでの利用は困難である。	—
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	敷設されていない。	—
	全区間	音響式信号機	—	設置されていない。

路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
伊勢磯部線	全区間	歩道	幅員が狭い。	—
	県—3	音響式信号機	—	設置されていない。
	県—4	歩道	歩道内に段差がある。	—
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	宇治浦田町交差点の一部を除き、敷設されていない。	—
館町通線	県—5 (新橋)	歩道	幅員が狭い。(※) 段差がある。	歩道の端にポールがある。
	県—6	歩道	整備されていない。	—
	県—7	歩道	一部を除き、整備されていない。	—
	全区間	視覚障がい者誘導用ブロック	敷設されていない。	—

(※) 基準に橋りょう部の区間についてはこの限りでないとのただし書きあり

【現地の状況（例）】



歩道（伊勢南勢線）
老朽化により、凹凸、ブロックに隙間が生じている。



歩道（県一1：鳥羽松阪線）
交通量が多く、おかげバスの停留所があるが、歩道が整備されてない。



歩道（県一4：伊勢磯部線）
歩道内に段差がある。



歩道（伊勢磯部線）
歩道の幅員が狭い。



歩道（県一５：館町通線）
歩道が狭く、段差がある。
歩道の端にポールがある。

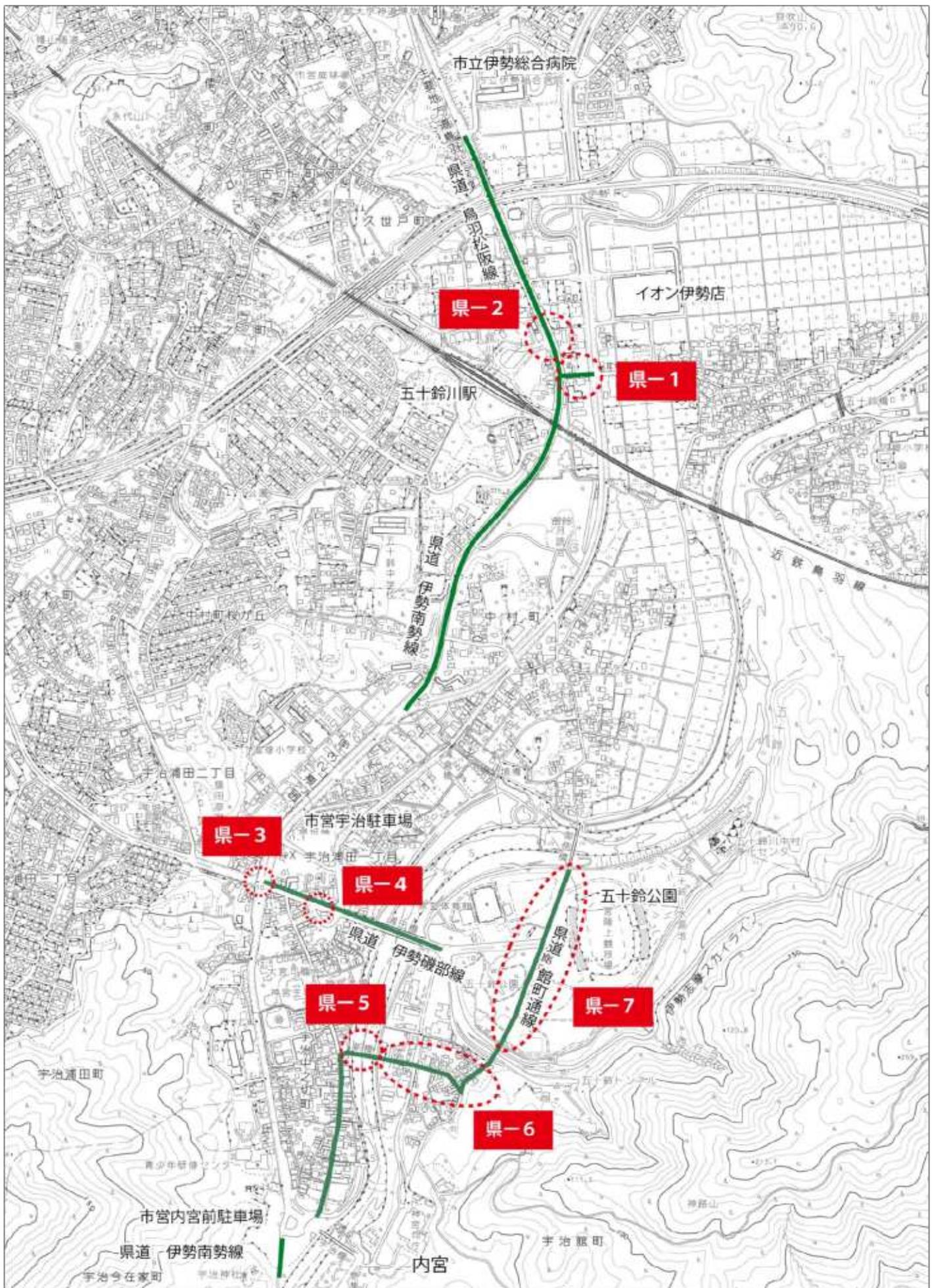


歩道（県一６：館町通線）
歩道が整備されていない。
住宅地となっており、住宅の玄関が道路に面している。



歩道（県一７：館町通線）
一部を除いて歩道が整備されていない。
（写真左側は、建替中の県営陸上競技場。）
道路についても今後整備予定。

■ 県道に関する課題 位置図



⑩道路（市道）

【課題】

路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
古市鹿海線	市一1	歩道	整備されていない。	迂回路として、市道楠部 21 号線を整備してはどうか。
	市一2	歩道	整備されていない。	—
楠部 21 号線	全区間	歩道	整備されてない。	幅員が狭いところでは 2.2mしかなく、国道 23 号との交差点部にガソリンスタンドの入口がある。
楠部 22 号線	全区間	歩道	病院の東側から北側は、整備されていない。	病院の西側は、勾配が急な坂道となっている。
楠部 29 号・楠部 31 号線	全区間	歩道	幅員が狭い。 楠部 31 号線は歩行者専用通路だが、楠部 29 号線は歩車分離が行われておらず、カーブしているの見通しが悪い。	—
宇治浦田 1 丁目 1 号線	市一3	歩道	整備されていない。	—
滝倉川号線	市一4	視覚障がい者誘導用ブロック	横断歩道の前後に敷設されていない。	—

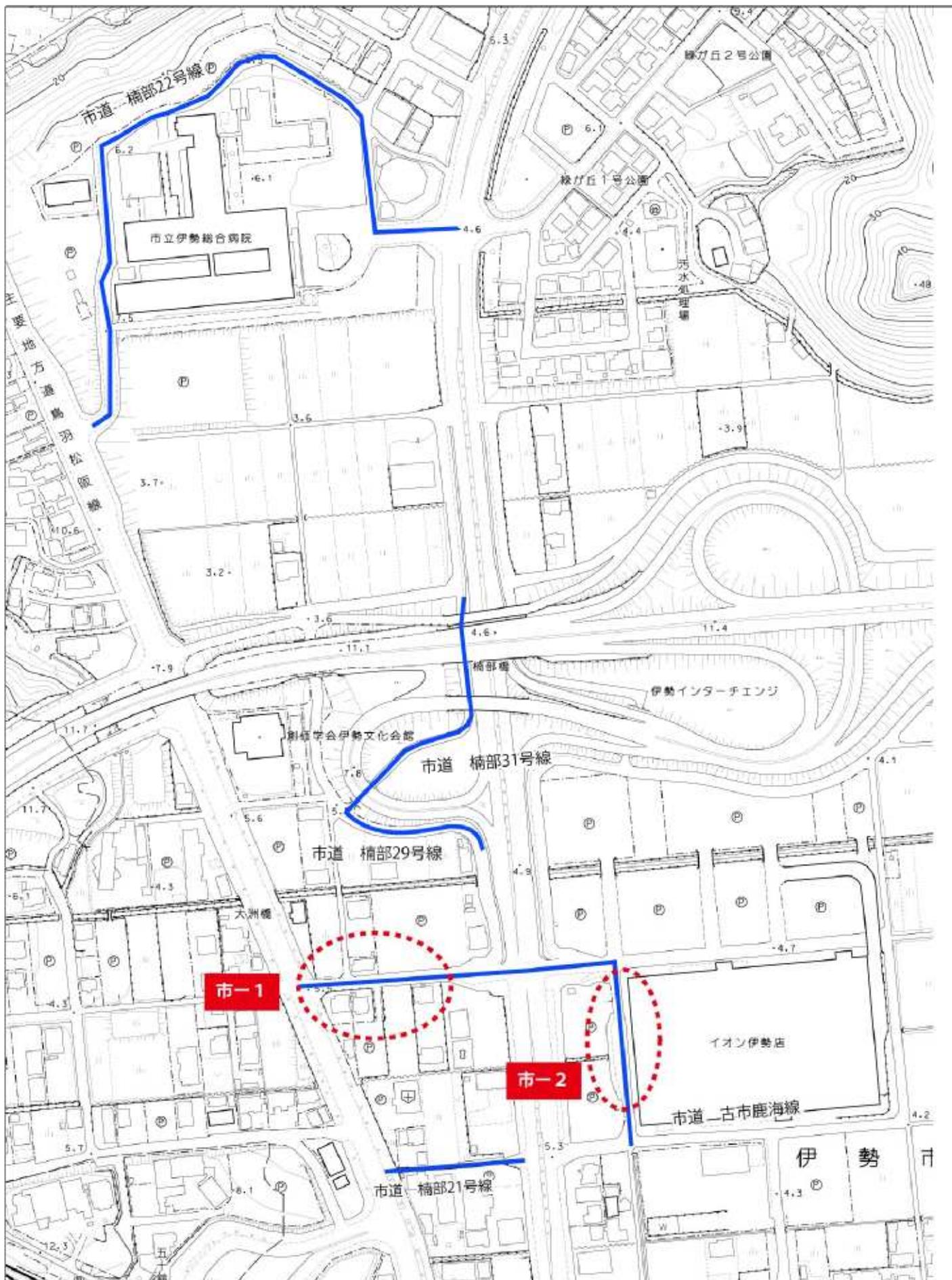
路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
滝倉川線	市一5	視覚障がい者誘導用ブロック	横断歩道の前後に敷設されていない。	—
		音響式信号機	—	設置されていない。
宇治浦田1丁目3号線	全区間	歩道	—	樹木による隆起や凹凸が見られる。
宇治浦田1丁目23・18号線	全区間	歩道	整備されていない。	—
宇治浦田1丁目2号線	全区間	歩道	整備されていない。	—
宇治浦田1丁目23・3号線	全区間	歩道	整備されていない。	—
宇治浦田1丁目23・16号線	全区間	歩道	整備されていない。	—

路線名	区間	項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	備考 (委員からの意見・提案など)
中村12号線	全区間	歩道	整備されていない。	—

【現地の状況】

	<p>歩道の未整備・段差 (古市鹿海線・イオン伊勢店付近) 歩道が途中で途切れており、一旦車道に下りなければバス停まで行けない。</p>
	<p>歩道の未整備 (市一3：宇治浦田1丁目1号線) 市営宇治駐車場から内宮や内宮おほらい町等への移動経路であるが、歩道が整備されていない。</p>

■市道に関する課題 位置図①



(2) 重点整備地区の区域と生活関連施設、生活関連経路の設定

現地調査の結果を踏まえ、生活関連施設、生活関連経路および重点整備地区の区域を以下のように定めます。

①生活関連施設

項目	施設名
特定旅客施設	近鉄 五十鈴川駅
医療施設	市立伊勢総合病院
商業施設	イオン伊勢店
都市公園	五十鈴公園（三重交通 G スポーツの杜伊勢（県営総合競技場））
特定路外駐車場	市営宇治駐車場、市営内宮前駐車場

●特定旅客施設について

特定旅客施設の要件は、P6に記載したように法令で定められています。近鉄五十鈴川駅は、一日平均の利用者数が5,000人以上であることや、高齢者や障がい者等の利用が多いと認められる施設であることという要件を満たさない施設ですが、第4章で述べたように、優先的にバリアフリー化事業を実施する必要性が高い施設です。

このことから、本基本構想において近鉄五十鈴川駅を特定旅客施設として位置づけます。

②生活関連経路

生活関連経路については、道路の構造や安全面などから、高齢者や障がい者等の移動経路として適切であると考えられる道路を指定します。

項目	道路名
国道	国道 23 号
県道	伊勢南勢線、鳥羽松阪線、伊勢磯部線、館町通線
市道	古市鹿海線、楠部 22 号線、滝倉川線、宇治新橋線、宇治浦田 1 丁目 1 号線、宇治浦田 1 丁目 2 号線、宇治浦田 1 丁目 3 号線、宇治浦田 1 丁目 23-16 号線、宇治浦田 1 丁目 23-17 号線、中村 12 号線

■重点整備地区 区域図（次ページ参照）

(3) 重点整備地区の整備の方針

整備が遅れている五十鈴川駅や、三重とこわか国体および全国障害者スポーツ大会（H33）の会場から五十鈴川駅までの区間について優先的にバリアフリー化を実施し、市民および来訪者の移動の円滑化を図ります。

第5章 特定事業等

1. 事業実施時期

重点整備地区内において、第4章で示した課題に対応し、生活関連施設および生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に整備していくための特定事業およびその他の事業を位置づけます。

各事業については、各施設設置管理者と協議を行い、具体的な整備事業内容を設定し、内容により短期・長期の2段階で事業実施時期を定めます。

■事業実施時期の設定

短期	平成 32 年度まで
長期	平成 33 年度以降

2. 特定事業

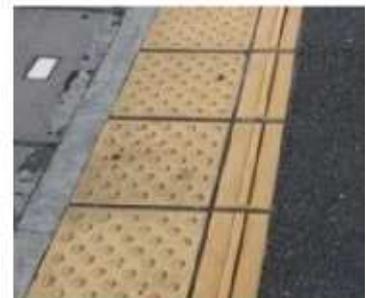
(1) 公共交通特定事業

①近鉄 五十鈴川駅

項目		事業内容	事業者	時期
経路	エレベーター	ホームへのエレベーターの設置	近畿 日本鉄道	短期
	階段の手すり	2段式手すりへの改善		短期
待合室	入口	扉の改善（段差の解消、自動で閉まるものへの改修）		短期
	内部	車いすが回転できる幅、車いす利用者が待機できるスペースの確保		短期
トイレ	多機能トイレ	多機能トイレの整備		短期
	案内板 音声案内	トイレ入口付近での音声や点字などによる男女別・構造の案内の設置 （多機能トイレの整備に伴い設置）		短期
視覚障がい者誘導用 ブロック		改札口からトイレへ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックの設置		短期
		ホームにおける警告・誘導ブロック （内方線（※））の整備		短期
券売機		蹴込みの整備、高さの改善		短期
案内板		触知案内図の設置		短期
非常用押しボタン		ホームにおける非常用押しボタンの設置	長期	

(※) 内方線について

近鉄の車両はドアの位置が各車両によって異なるため、ホームに転落防止柵を設置することが難しい状況となっています。このため、視覚障がい者に対してホーム端の警告のため、内方線（右写真の棒状の視覚障がい者誘導用ブロック）を敷設します。



②バス車両

項目	事業内容	事業者	時期
車両	バリアフリー対応バスの導入	三重交通	短期 長期

(2) 建築物特定事業

○五十鈴公園（県営体育館）

項目		事業内容	事業者	時期
経路	スポーツ ジム入口	入口前および内部（玄関）の段差解消 動開閉式のドアへの改善	三重県	長期
	体育館内階段	スロープの設置、 階段の改善（踏み面の改善、2段式 手すりの設置）		長期
多機能 トイレ	設備	オストメイト用設備、多目的シートの 設置		長期
視覚障がい者誘導 用ブロック		障がい者用駐車スペースから多機能 トイレ・裏口・スポーツジムへの視覚 障がい者誘導用ブロックの敷設		長期

(3) 都市公園特定事業

○五十鈴公園（県営体育館以外）

項目	事業内容	事業者	時期
経路	園路（※）における歩道の整備	三重県	長期

（※）P67 重点整備地区 区域図参照

(4) 路外駐車場特定事業

○市営宇治第1駐車場

項目	事業内容	事業者	時期
経路	障がい者用駐車スペースから 市道・滝倉川線への経路の整備	伊勢市	短期

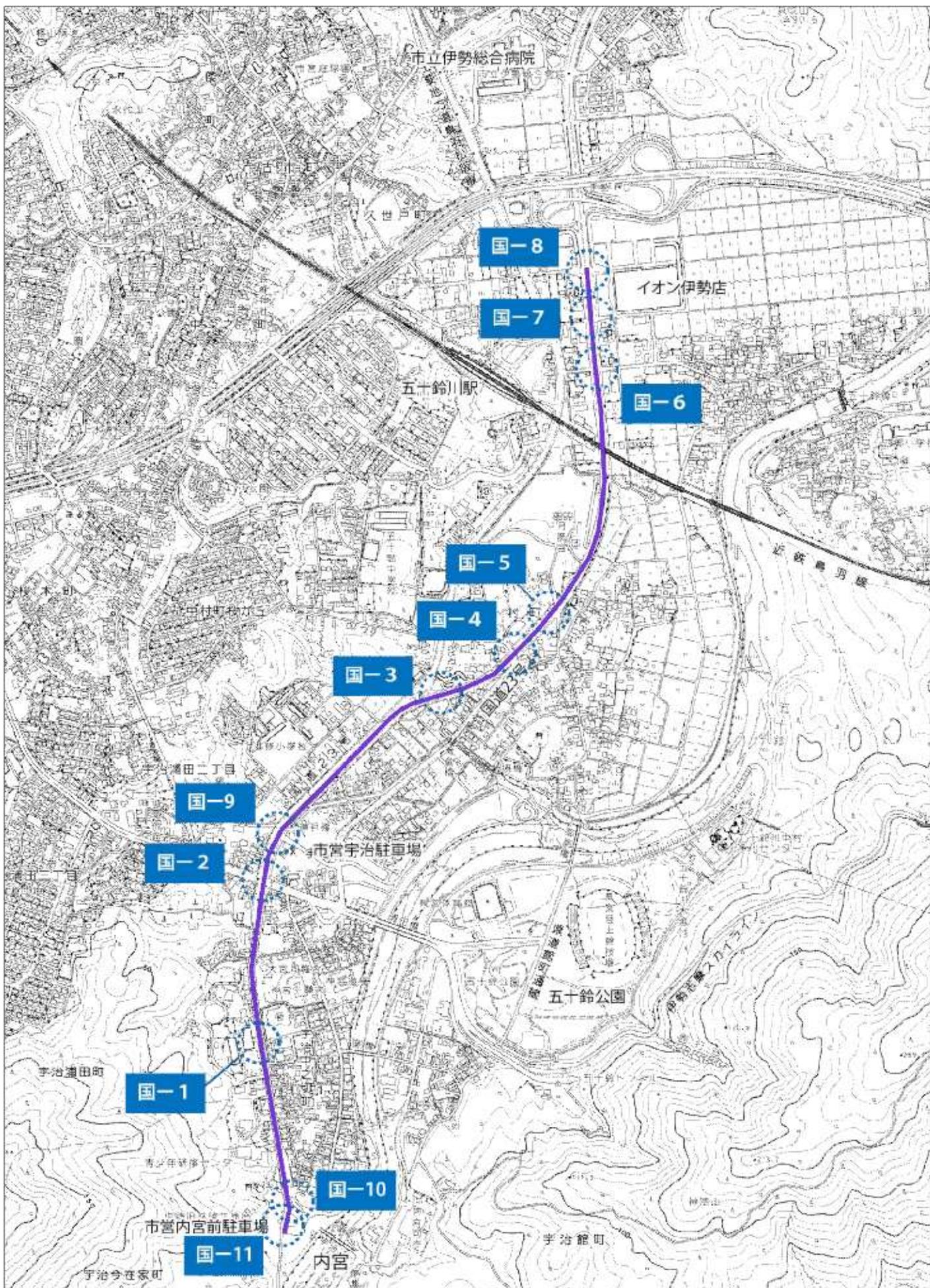


(5) 道路特定事業

① 国道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
国道23号	国一1	横断歩道	段差の解消	国	長期
	国一1	視覚障がい者誘導用ブロック	横断歩道前後の歩道への敷設		長期
	横断歩道前後 (国一2～国一8)		横断歩道前後の歩道への敷設		短期
	国一9		市営宇治駐車場出入口およびその周辺への敷設		短期
	国一10		内宮前バス乗り場およびその周辺への敷設		長期
	全区間		上記以外の歩道への敷設		長期

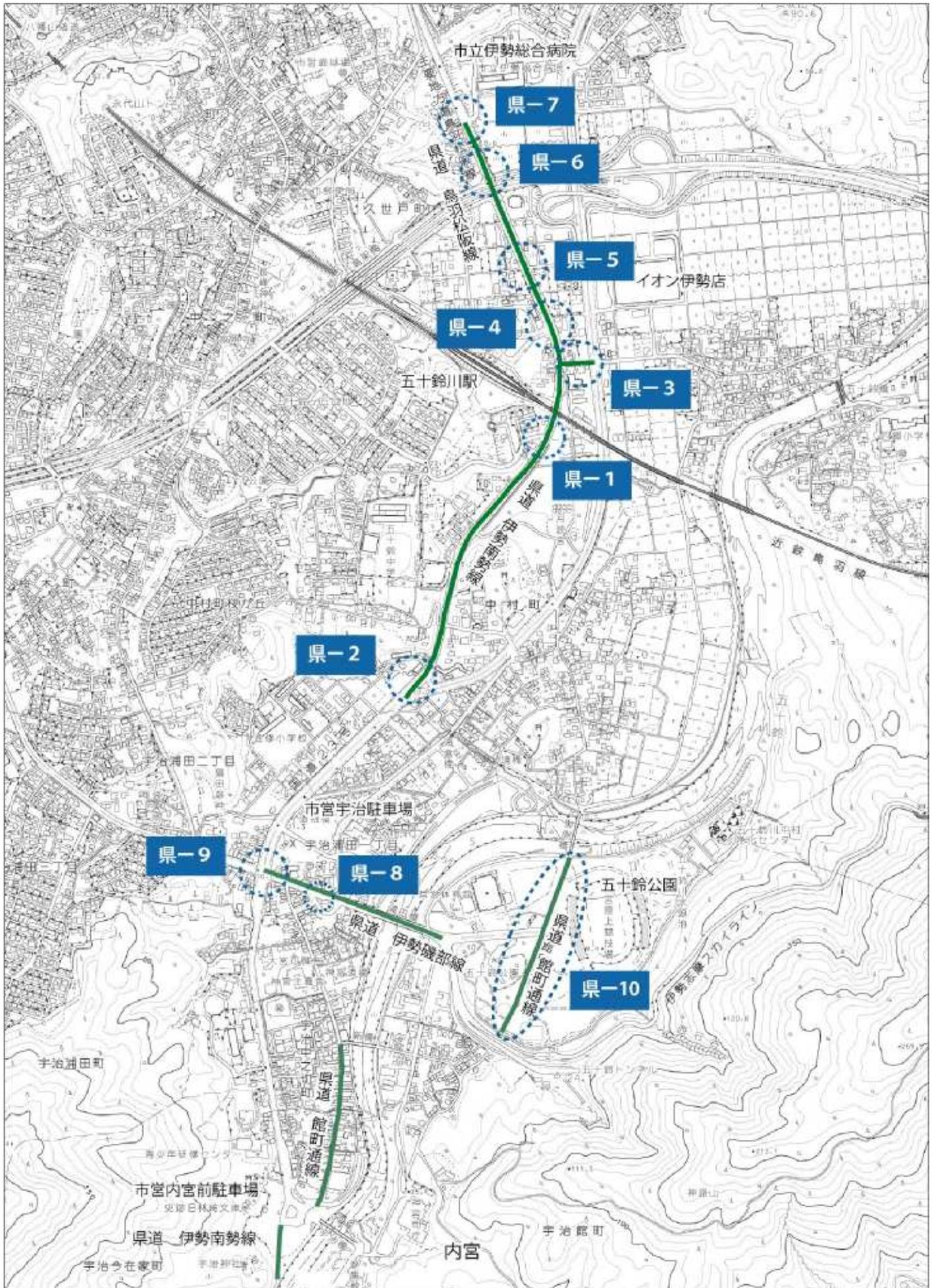
■道路特定事業（国道） 位置図



②県道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
伊勢南勢線	県一1 県一2	視覚障がい者 誘導用 ブロック	交差点部の歩道および横断 歩道前後への敷設	三重県	短期
	全区間		上記以外の歩道への敷設		長期
鳥羽松阪線	県一3	歩道	歩道未整備区間の整備		長期
	県一4	横断歩道	急勾配の解消		短期
	県一3 ～県一7	視覚障がい者 誘導用 ブロック	横断歩道前後の歩道への敷設		短期
	五十鈴川駅 ～市立伊勢 総合病院		歩道への敷設		長期
	全区間		上記以外の歩道への敷設		長期
伊勢磯部線	全区間	歩道	幅員の拡幅		長期
	県一8	歩道	歩道内の段差の解消		短期
	県一9	視覚障がい者 誘導用	横断歩道前後や交差点部の歩 道への敷設		長期
	県一8	ブロック	バス乗り場およびその周辺 への敷設		短期
	全区間		上記以外の歩道への敷設 (ただし歩道を拡幅した上で)		長期
館町通線	県一10	歩道	歩道未整備区間の整備		短期 長期

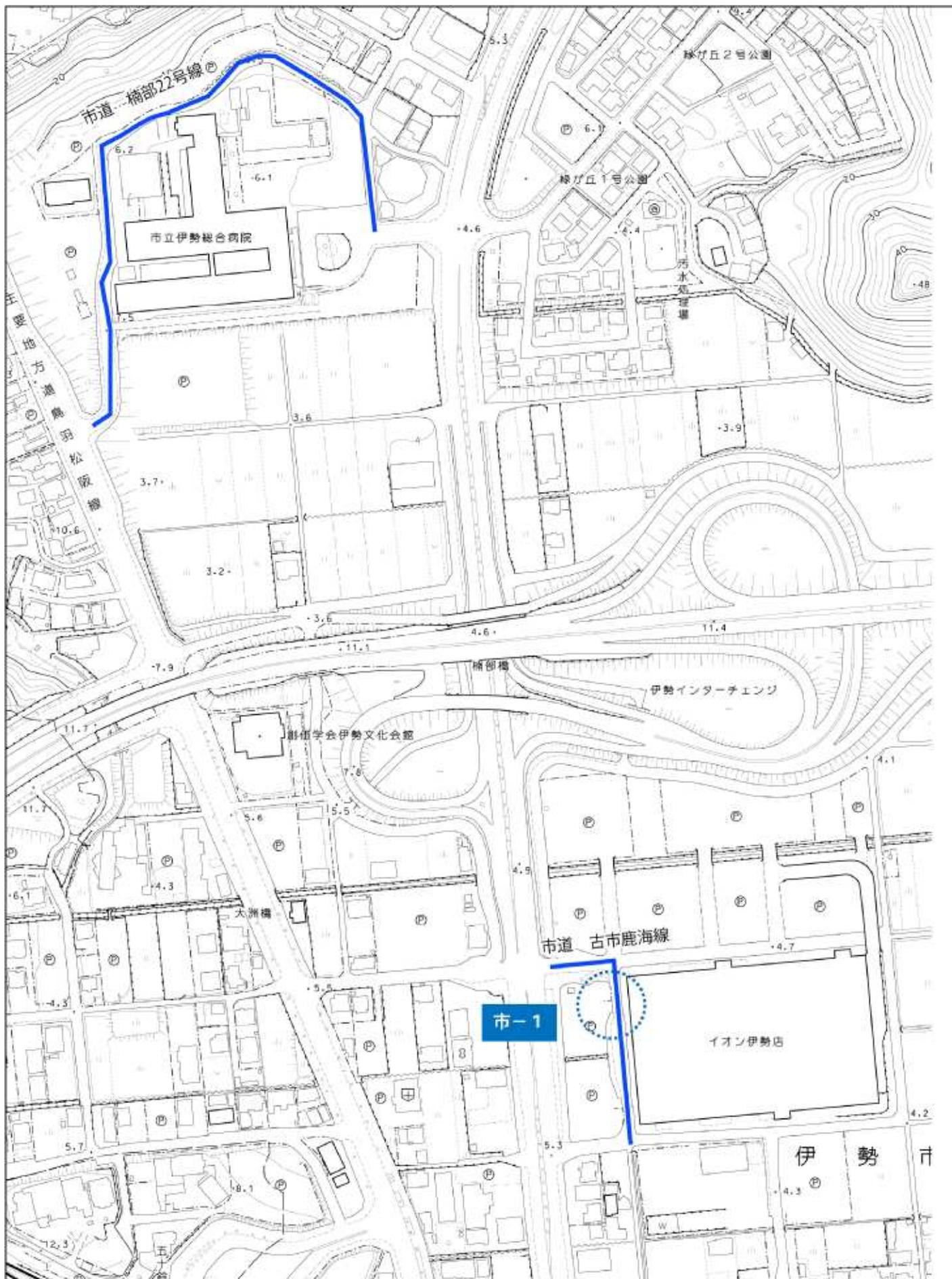
■道路特定事業（県道） 位置図



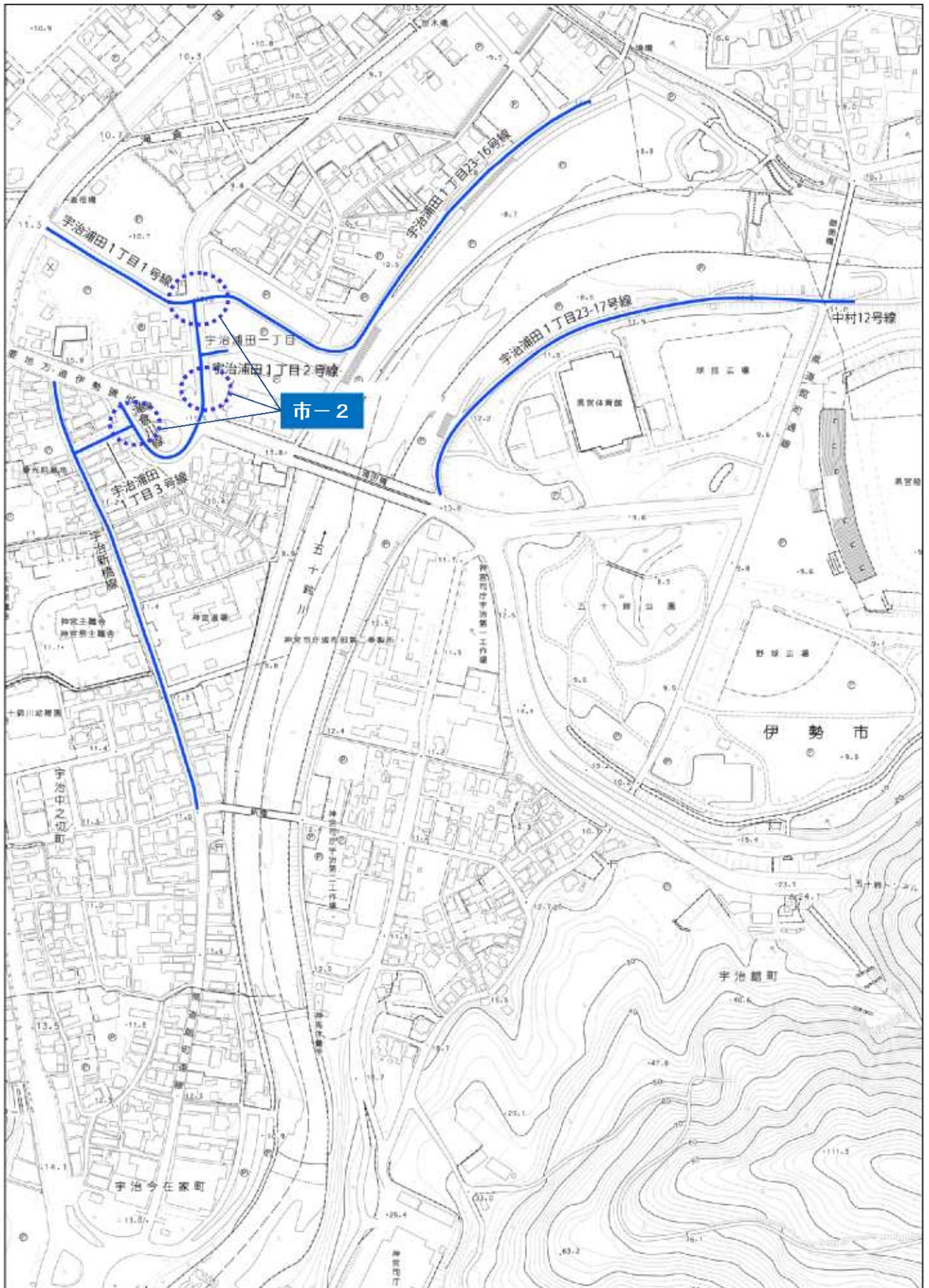
③市道

路線名	区間	項目	事業内容	事業者	時期
楠部22号線	全区間	歩道	歩道未整備の区間の整備 既設区間の拡幅 道路の勾配の改善について 検討する	伊勢市	短期
		視覚障がい者 誘導用ブロック	未整備区間への敷設		短期
古市鹿海線	市一1	歩道	歩道未整備区間の整備		長期
滝倉川線	市一2	視覚障がい者 誘導用ブロック	横断歩道前後の歩道への敷設		短期

■道路特定事業（市道） 位置図①



■道路特定事業（市道） 位置図②



(6) 交通安全特定事業

音響式信号機の設置については、地域との協議を行いつつ、順次設置を進めます。

エスコートゾーンの設置については、横断歩道前後の道路歩道への視覚障がい者誘導用ブロックの設置が必要であることから、道路特定事業の進捗状況と併せて順次設置を進めます。

位置	事業内容	事業者	時期
国一2を除く 必要な横断歩道	音響式信号機の設置	三重県 公安 委員会	短期 長期
すべての横断歩道	エスコートゾーン（下記参照）の設置		短期 長期

■エスコートゾーン（例）

道路を横断する視覚障がい者の安全性および利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。



3. その他の事業

(1) 施設や設備の更新、維持管理等

現地調査により課題として提示した点について、設備更新時期に合わせた改修のほか、老朽化への対応など適切な維持管理に努めます。

①五十鈴川駅前広場・バス停

項目	事業内容	事業者	時期
柵	柵の幅の拡幅	三重交通	短期
ベンチ	ベンチの設置		短期

②イオン伊勢店

項目	事業内容	事業者	時期
歩道	路面の改善（舗装、下水道のフタなど浮き上がりの改善）	イオン伊勢店	短期
駐車場	路面		短期 長期
	看板		短期

③五十鈴公園（県営体育館）

項目	事業内容	事業者	時期
経路	駐車場～ 入口・裏口 多機能トイレ	三重県	長期
	体育館西側		長期
	屋外公衆トイレ ～駐車場		短期
多機能トイレ	表示		短期
駐車場	舗装の修繕		長期
案内板	施設案内板の改善（表示部の修繕）		短期

④道路（国道・県道・市道）

歩道の路面の修繕など、適切な維持管理に努めます。

(2) ソフト面での取組

①伊勢おもてなしヘルパー 神宮参拝サポート事業

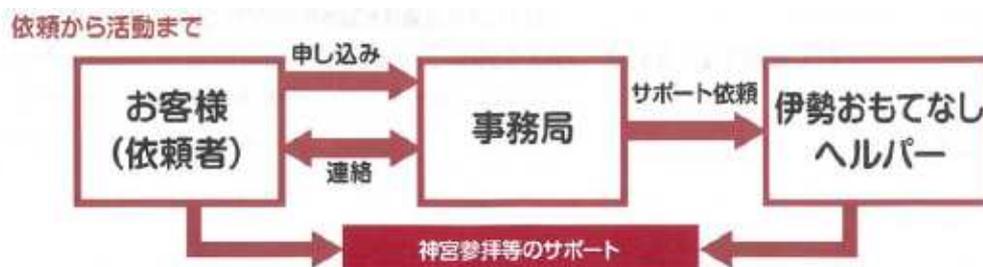
■概要

伊勢市に訪れる多くの障がい者・高齢者にいつでも安心して伊勢神宮内宮を参拝していただくための事業であり、平成 28 年度からは参拝のサポートを行うボランティアの募集及び養成を進めています。平成 29 年 2 月から本格稼働を行う想定であり、将来的には市内の他地域でのサポートや新たなサービス提供を行う等、活動の拡大も視野に入れていきます。

■取組主体

伊勢おもてなしヘルパー推進会議

(伊勢市・伊勢市観光協会・伊勢商工会議所・伊勢おほらい町会議・皇學館大学
・伊勢志摩バリアフリースターセンター)



②障がい者サポーター制度

■概要

これまで障がいについて知る機会がなく、障がいのある人と接する機会がなかった市民に、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらうことにより、障がいのある人への支援へとつなげる取組です。

●障がい者サポーター

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、それぞれ必要な配慮を理解し、日常生活において配慮を実践する人々のことです。障がい者サポーターになるためには、研修会に参加し、市に登録すれば誰でもなることができます。障がい者サポーターに登録された人には、定期的な障がい者福祉などに関する情報提供や、イベント情報、法律や制度の解説などを行っていきます。

●障がい者サポート企業・団体

障がい者サポート制度の普及などに積極的に協力していただける企業や団体を、障がい者サポート企業・団体として認定します。(認定要件あり)
認定された企業・団体には、市より認定証を交付し、ホームページ等で紹介する予定です。なお、特に優れた活動を行っている企業・団体について、市からの表彰を予定しています。



障がい者サポーターシンボルマーク

③子どもたちとつくる『やさしいまち伊勢』支援事業

■概要

すべての市民が住みやすい「やさしいまち伊勢市」について、子どもたちの世代から考え、行動する意識を育てることが重要であることから、児童生徒が地域の人との交流（ふれあい）や地域探検を通して、高齢者や障がい者が住みやすいまちづくりについて考え、気づき、行動する取組を支援することにより、『やさしいまち伊勢市』の基盤を築くことを目的として、平成22年度より取組を進めています。

■4つの取組

●やさしいまち伊勢市発見大賞

市内の小中学生を対象に、

- ①ユニバーサルデザインの部
- ②発見・体験エピソード作文の部
- ③俳句・川柳・短歌の部で作品を募集します。

①ユニバーサルデザインの部は、高齢者や障がい者など配慮が必要な方々の視点から不便な点、改善点すべき点を発見・提案するもので、宇治浦田観光案内所のトイレは受賞作品（提案内容）を反映し、手洗いや鏡の高さを下げて設置しています。



●事業推進校における取組

自然や環境、伝統文化、福祉やボランティア等に関する体験学習として、障がいを持ちながら力強く生きる方々から学ぶ機会や、高齢者の知恵や技を共に学ぶ機会など、それぞれの学校の創意工夫を生かした学習を通して、児童生徒が『やさしいまち伊勢市』のまちづくりについて考え、気づき、行動する取組を推進します。また、幼稚園においては、地域の人とのふれあいを通じた体験を行うことで、地域のよさや愛着を感じることができるよう活動を推進します。平成28年度は、幼稚園2園、小学校11校、中学校4校の計15校・2園で取組を実施しています。

●伊勢市子ども未来会議の実施

平成26年度より始めた取組で、各小中学校代表者2名が参加し、「やさしいまち伊勢市」のまちづくりや未来の伊勢市のまちづくりについて、子どもならではの視点で付き考えたことを意見交流します。

●いのちの学習の実施

平成27年度より始めた取組で、中学生が赤ちゃんとふれあったり、助産師、保健師等からいのちについての講義を聞いたりすることで、小さな子どもや家庭について知る、他者への関心を持つ、共感能力を高める機会とします。また養育者と接することで、育児への興味関心を持たせることも目的としています。

さいごに バリアフリー化の推進に向けて

■市民、施設設置管理者等、行政との協働による推進

バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者等、国、県、市がそれぞれの役割を分担するとともに、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要です。

基本構想策定後は、各施設設置管理者および公安委員会が基本構想に即して特定事業計画およびその他事業計画を策定し、事業を実施します。事業計画の作成にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見が計画内容に反映されるように努めます。生活関連施設や生活関連経路の整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検、その後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要です。

また、障がい者や高齢者をはじめとする配慮が必要な方々へのサポートや、配慮が必要な方々の状況や特性に対する市民ひとりひとりの理解を深め、行動へとつなげていくために、本基本構想に記載したソフト面での取組みなどを通じて、市民に対する啓発活動、情報発信を行っていきます。

【参考】バリアフリー法に基づく国の基本方針に規定された関係者の責務

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none">● 心のバリアフリーの促進・ バリアフリー化の必要性について、理解を深めること・ 高齢者、障がい者等の施設の円滑な利用に積極的に協力すること
施設設置 管理者等	<ul style="list-style-type: none">● 施設および車両等のバリアフリー化のために必要な措置● 利用者に対する適切な情報の提供● 職員等関係者に対する適切な教育訓練
国	<ul style="list-style-type: none">● 関係者と協力しての施策の持続性かつ段階的な発展（スパイラルアップ）● 心のバリアフリーの促進● バリアフリー化に関する情報提供
県・市	<ul style="list-style-type: none">● 関係者と協力しての施策の持続性かつ段階的な発展（スパイラルアップ）● 心のバリアフリーの促進● バリアフリー化に関する情報提供● バリアフリー化のための事業に対する支援措置